

文教くらし委員会記録

開催日時 平成30年3月9日(金) 13:04~16:17

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

中村 昭 委員長
中川 崇 副委員長
藤野 良次 委員
岡 史朗 委員
阪口 保 委員
安井 宏一 委員
宮本 次郎 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 議案の審査について

平成30年度議案

議第17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第19号 県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例
の一部を改正する条例

議第22号 奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する
条例

(文教くらし委員会所管分)

平成29年度議案

議第107号 奈良県立青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条
例

(2) その他

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

本日傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますのでご了承ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでございます。

審査に先立ちまして申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案の説明につきましては、2月20日及び2月28日の議案説明会で行われたため省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言をお願いします。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

それでは、質問のある方は、挙手をお願いします。

なければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続きまして、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○宮本委員 付託議案についての意見を述べたいと思います。

議第19号、県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、定数を減らすものだという事で、我々は県立高校にしても、小・中学校にしても、学級定数を見直したり、あるいは少人数学級を推進するなど定数は維持するべきだという立場でありますので、この議第19号については、反対をさせていただきます。その他の議案については、賛成という意見を述べさせていただきます。以上です。

○中村委員長 それでは、まず、平成30年度議案、議第19号につきましては、宮本委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

平成30年度議案、議第19号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席をお願いします。起立多数であります。

よって、平成30年度議案、議第19号につきましては、原案どおり可決することに決

しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。平成30年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第22号中、当委員会所管分及び平成29年度議案、議第107号につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。平成30年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第22号中、当委員会所管分及び平成29年度議案、議第107号につきましては、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入りますが、初めに、さきの定例会で採択されました請願第5号、県立高等学校への空調設備設置に関する請願書の処理状況と結果についてが、提出されておりますので、ご了承をお願いします。

次に、スポーツ振興課長から、奈良県スポーツ推進計画の中間見直し(案)について、消費・生活安全課長から、奈良県動物愛護管理推進計画(第2次計画)(案)について、廃棄物対策課長から、奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)(案)について、教育長から、奈良県立高等学校の適正配置について、ほか1件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、スポーツ振興課長から順に報告をお願いします。なお、理事者は着席のままご報告をお願いします。

○三原スポーツ振興課長 中村委員長から着席にて報告とのご配慮をいただきましたので、奈良県スポーツ推進計画の中間見直し(案)につきまして、着座にてご報告をさせていただきます。

スポーツ推進計画ですが、資料のほうは、資料1「奈良県スポーツ推進計画(案)に関する意見募集の結果について」、資料2「奈良県スポーツ推進計画の概要(案)」、資料3「スポーツ推進計画(案)」です。この計画については、昨年12月議会においてご報告をさせていただいたところですが、平成25年3月の策定から5年目を迎える今年度、中間見直しを行うものです。本日は、特に資料1について、ご説明、ご報告をさせていただきます。

資料1をごらんください。ことし1月から2月にかけて実施しましたパブリックコメントの結果概要をお示ししております。12名の方から15件のご意見を頂戴しました。内容につきましては、次ページ以降にまとめております。主な内容としてご紹介させていただきます。子どもからシニアまでが日ごろからスポーツを通じて交流できる環境・場所が身近にもっとふえればいい。時間や費用がかからず、気軽に参加できるイベントや教室があればいいなど、大変貴重なご意見を頂戴したところです。計画に基づきまして、取り組みを進める上で参考にさせていただきたいと考えております。

資料2と資料3は、昨年の12月議会においてご説明させていただいた資料ですが、パブリックコメントを経まして、そのときから内容についての変更点はございません。

今後の予定ですが、本日ご報告させていただいた後、今月中には計画を公表することとしております。以上です。

○姫野消費・生活安全課長 中村委員長から着座にて報告とのご配慮をいただきましたので、着座して報告をさせていただきます。

それでは、奈良県動物愛護推進管理計画（第2次計画）（案）についてご報告させていただきます。

お手元に資料4「奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）に関する意見募集結果について」、資料5「奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）の概要」、資料6「奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（案）」を配付させていただいております。本日は資料4を用いて、ご報告させていただきます。

それでは、資料4をごらんください。昨年12月から本年1月まで実施いたしましたパブリックコメントの結果概要をお示ししております。8名の方及び1団体から合計19件のご意見をいただきました。内容につきましては、資料4の別紙にまとめておりますが、各施策の中で取り組んでいる事業についての要望に関する内容であり、計画に基づく取り組みを進める上で参考にさせていただきたいと考えております。資料5及び資料6は、昨年12月の本委員会においてご説明させていただいた資料ですが、そのときからの変更はございません。

今後の予定といたしましては、本日の報告後、本計画を今月末までに環境大臣宛て、報告するとともに、県ホームページ等で公表することとしております。以上です。

○野田廃棄物対策課長 中村委員長から着座にて報告とご配慮をいただきましたので、着座して報告をさせていただきます。

奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）（案）について報告をさせていただきます。

お手元に資料7「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）（案）に関する意見募集の結果について」、資料8「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）の概要（案）」、資料9「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）（案）」を配付しております。

本計画（案）につきましては、廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画で平成30年度から平成34年度までの5年間の計画期間として策定するものです。昨年12月の本委員会でご報告をさせていただき、その後、昨年12月25日からことし1月24日までパブリックコメントを実施いたしました。

それでは、資料7をごらんください。パブリックコメントの結果概要を記載しております。2、意見の提出状況にありますように、12名の方から15件のご意見をいただきました。内容につきましては、次ページ以降にまとめておりますが、日常生活や日々の仕事に根差した貴重なご意見を頂戴しました。資料8及び資料9は、昨年の12月の本委員会でご説明をさせていただいた資料ですが、そのときからの変更点はございません。なお、本計画案については、2月13日に奈良県環境審議会会長から知事宛てに答申をいただいております。

今後の予定としましては、今月末までに決裁等の事務手続を経て、正式に計画として策定し公表することとしております。以上です。

○吉田教育長 中村委員長から着座にて報告との配慮をいただきましたので、着座して報告をさせていただきます。

お手元に配付しております資料、「県立高等学校適正化推進方針」をごらんください。県立高等学校を適正に配置するために策定いたしました、県立高等学校適正化推進方針について説明させていただきます。

この案ですが、平成16年度から実施いたしました再編計画では、統合により特色化が進み、活力が生まれている学校も多くございますけれども、教育内容が生徒や社会のニーズに応えられずに定員が割れるなどの課題、また、施設面では、耐震化やトイレの洋式化、教室のIT化などの課題もあるために、県立高等学校の適正化を推進するべきと考え、県教育委員会としてその考えをまとめたものでございます。サブタイトルにもありますが、2ページ上段に概念図をお示ししているとおり、今後これからの変化の激しい時代を生きる子どもたちに確かな力を身につけさせるため、時代の要請に応じた県立高等学校の適正化を推進し、高等学校教育の質の向上、それから再編成に努めて、魅力と活力ある高校づ

くりに取り組んでいきたいと考えております。

まず、1つ目の質の向上についてでございますが、どのような質の向上を図るかについて2つの方向性を示させていただきました。まずは、社会とつながる実学教育の推進、地域とつながる教育の推進です。社会とつながる実学教育の推進では、高齢化あるいは高度情報化、グローバル化社会などで生きる力を大学などの高等教育機関や産業界などと連携を強化して実学教育を推進し、多様な人材を育成をすることを目的にしております。また、総合学科の設置、普通科におけるインターンシップの推進なども図ってまいりたいと思います。地域とつながる教育の推進では、地元企業、県内大学との連携や県立高等学校全てをコミュニティースクール化することにより、地域の教育資源を活用して生徒の興味、関心を高めていきたいことを示しています。

2つ目の再編成につきましては、4ページに示しております。今回の検討を単なる学校再編ということではなく、県立高等学校における教育全体の再編成と位置づけています。まず、方向性の1つ目に、学校・学科の適正配置につきましては、基本的な考え方として、全県的な視野に立って、課程及び学科の適正な配置を行うこと、2点目に、今後の生徒減少には、学校の統合や学校減を伴う再編を実施することにより対応すること。また、どのような学習ができ、どのような人材育成を目指しているかという各学校の最も重要な特徴を学校名に明示しながら、新しい学校づくりをしていく必要性を示しております。

2つ目の方向性といしまして、時代の変化に対応した新しい高校づくりとしては、生徒急増期に設置しました普通科高校を再編することにより、新しい学科を持つ高校を設置することを示しております。これは、学力を中心とする一元的な教育課程から生徒の興味関心、特技などを育てる多元的な教育課程へと転換を図るものでございます。

なお、新たに設置する学校づくりの具体としましては、国際バカロレアを目指す学校、また、県内大学と連携し、地域の諸課題に関する学習を行う高校の設置を示しています。

再編成に関しましては、このほか方向性の3つ目として、募集人員が満たないなどの課題が継続する学校につきましては、統合を検討いたしますが、その際、地域とともにある学校づくりの推進による活力向上を目指したいと考えております。方針案では、このほか5ページ以降に、これからの高校づくりの具体的な方策についてとして、各学科等の具体のあり方についても示しています。主なものを数点ご説明申し上げますと、本県産業の担い手育成では、伝統建築の担い手を育成するための専攻科の設置について、グローバル人材の育成に特化した学科の新設については、この学科に関しては、将来的に国際バカロレ

アの認定を目指してまいりたいと考えております。

7ページには、総合学科の設置推進についてそれぞれお示しをしております。

また、8ページには、施設整備についてとして、耐震整備早期完了や特色ある教育が可能となる施設環境の整備について考え方をまとめております。なお、本方針案は、広く県民の皆様にごらんをいただき、ご意見をいただきたいと考えており、本日から4月6日金曜日までの約1カ月間を実施期間とし、意見公募手続を実施いたします。パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、本方針を確定させ、次年度当初からは具体的な学校や時期を明示した適正化実施計画を策定し、6月議会にお諮りしたいと考えております。

続いて、「これからの文化財保護の体系」素案（案）についてをごらんください。

概要及び今後のスケジュール等について、報告させていただきます。

まず、本体系の策定の背景でございます。資料の冒頭にありますように、過疎化、少子高齢化の進行や訪日外国人観光客の急増などにより、文化財を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。本県の動きといたしましても、昨年度末に文化振興大綱が策定され、また、平成33年度の（仮称）奈良県国際芸術家村の開設に向けた準備も進められております。加えて、国においても今年度、文化財保護制度の見直しに向けた検討が進められ、今国会において、文化財保護法の改正などが予定されているところです。このようなことから、本県といたしましても、これからの文化財保護の体系の策定に向け、昨年10月に勉強会を立ち上げ、現在、素案として取りまとめを進めているところです。

次に、素案（案）の概要でございます。

まず、基本的な考え方ですが、文化財が多くある本県において、文化財を地域の光として、より多くの人々がその価値を理解し、守り、楽しめるようにするために、これまで別々のものとして捉えがちでありました文化財の保存と活用を車の両輪として捉え、両者について一体的な施策展開を図っていく必要があると考えております。具体的な方策といたしまして、資料に記載のとおりでございますが、幾つかを申し上げますと、県内に所在する文化財の総合的な把握、保存、修復過程の透明化、標準化、文化財に関する人材の育成などを主要な柱として、現在、各分野の先生方からさまざまなご意見をいただいているところです。

最後に、これまでの経緯と今後のスケジュールについて報告させていただきます。

昨年10月に立ち上げた勉強会につきましては、既に10月と12月の2回開催しております。10月に開催した第1回勉強会では、県から、本県の文化財に関する現状と課題

について報告させていただきました。続いて、12月に開催した第2回では、県で作成した素案の案を提示させていただき、ご出席の先生方から、数多くの貴重なご意見をいただいたところです。今年度は、今月下旬に3回目の勉強会の開催を予定しており、そこでいただいたご意見を踏まえ、体系の素案としてまとめる予定でございます。来年度には、本2月議会で条例改正案を上程しておりますが、奈良県文化財保護体系推進会議を附属機関として新たに設置し、ただいまご説明した素案をベースに各委員に十分にご審議をいただき、来年3月には、奈良県文化財保護体系として策定をしまいたいと考えております。以上です。

○中村委員長 それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして、質問があれば、委員の皆様のご発言を求めます。

○宮本委員 何点か質問したいと思います。

まず、1点目はスポーツ推進計画の中間報告がなされた問題についてお聞きしたいのですが、今説明がありました資料1です。パブリックコメントの結果を拝見しました。その中で3ページの2つ目に、スポーツ推進計画案の19ページの2行目に以下の文章を追加ということで、アイススケートの施設がない全国9県のうちの1つが奈良県だということから、そういうものに親しめる場を奈良県にという意見が寄せられています。また、その次にも既存スポーツ施設の機能向上・複合化という形で複合化ということが追記できないかと。4ページにも、プロスポーツなどを見るようなイベントとしても期待されると書いています。さきの平昌オリンピックでは、もうご承知のように、女子カーリングなどが非常に人気を得まして一大ブームというような状況なのですが、本県でいろいろお伺いしていますと、スケートリンクがなくなって、すぐ近くにあった大阪府柏原市のリンクも閉鎖になったということで、アイススケートをやっておられる方は大変苦勞をされています。大阪のほうに、しかも夜の時間に練習に行くということで、私も昨年、小学生の方から手紙をいただきました。小学5年生なのに、夜10時ぐらいまで練習をしなければならないので、帰ってくるともうくたくただという話だったのですが、こういう状況もありますので、寄せられた意見を今後どういう形で反映していこうと思っておられるのか、ぜひきょうご答弁いただければと思います。

2つ目は、教育振興大綱について少しお伺いをしたいのですが、今般、教育振興大綱に就学前教育プログラムを実施するというので、乳幼児の心身の発達、発育を促すためということで位置づけられています。その理由が少し気になっていまして、全国学力・学習

状況調査、いわゆる学力テスト、それから、全国体力・運動能力等調査、いわゆる体力テスト、この結果データで本県が全国平均よりも低いということで、学習意欲、それから規範意識、自尊感情、体力、こういうものを上げてこれを克服するということで就学前教育プログラムというものが、出てきているわけなのですが、この全国平均より低いとされるこれらのデータが果たしてどのくらい低いのかを一度明らかにしていただきたいと思っています。あわせて、低いことがそれほど大きい問題なのかと私は思うのですが、小学生、中学生の時期の差ですから、こういったものを問題にすると、終局は全国津々浦々、ぴたっと平均で並ぶことが目標なのかということになってしまいます。ですから、そういうことを指標に出してこういうプログラムを実施するのが果たして妥当なのかという思いを持ったので、その点についてお聞きしたいと思います。

3点目は、いわゆる高校における頭髪指導の問題についてです。これは、昨年9月、大阪府立高校に在籍している生徒が頭髪指導を受けた際に、生まれつき茶色い頭髪を強制的に黒く染められたと。これがきっかけとなって不登校に至ったということで220万円の損害賠償を大阪府に求めて提訴したということです。報道によりますと、この生徒が受けた頭髪指導が非常に人権を侵害するもので、母子家庭だから茶髪にするのか、頭髪指導を受け入れなければ授業は受けさせない、黒く染めるか学校をやめるか選べなどと言われて、修学旅行や文化祭などに行事参加できなかつた。そして、不登校に至って、3年生に去年4月に進級した際も名簿から名前が削除されたと。これはあまりにもひどい事例だと思うのです。本県でまさかそんなことはないと思うのですが、本県の県立高校33校の頭髪指導の実態について明らかにしていただければと思います。

そして、4点目が先ほど報告がありました県立高等学校適正化推進方針についてです。これは本会議で太田敦議員も質問をしたのですが、改めて聞きたいと思いますが、前回、15年前に43校を33校に再編成した統廃合がありました。このときも学校数が11校削減して1校新設ということで、10校減ることが選択肢を奪うという声をよく受けました。それから、あわせて行われた教育内容の再編成です。いわゆる普通科から職業科、専門学科へという内容変更、これについても15歳で専門性を選ぶのは難しいという声ですとか、あるいは公教育は、人格の形成が目的ですから、豊かな普通教育を保障する、これが何よりも後期中等教育の目的であって、産業界の要請や、時代の要請に応じて、それに迎合していくことが果たしていいのかというご批判もいろいろいただきましたが、前回の再編成で寄せられた、選択肢が減った、あるいは15歳で選べない、公教育の役割は

どうなのだ、こういった声をどう受けとめて総括されているのか、改めて問うておきたい
と思います。以上です。

○三原スポーツ振興課長 アイススケートアリーナにつきまして、スポーツ推進計画の施設
の関係についてのご質問にお答えします。

パブリックコメントの中で、今、宮本委員からもご紹介いただきましたアイススケート
リンクについて、県内にないという現状は認識をしております。これについては、特定の
競技施設を個別に検討という形ではなくて、県の考え方としてお示ししております。来年
度、県内におけるスポーツ施設の効果的なあり方、その中で既存施設の活用、あるいは新
しい施設が必要なかどうか、そして、その整備手法について、先ほどご紹介がありまし
たように、例えば多様な用途で使うというようなノウハウであったり、あるいは、民間の
資本といった要素も含めながら検討してまいりたいと思っております。アイススケートア
リーナについては、近隣府県で各県、競技団体、民間企業が連携して設置しているところ
もございます。そのあたり、以前もお話ししたかわかりませんが、宮本委員にいろいろと
競技団体も通じてそういった場も設けていただいて、情報も入れているところでございま
すので、その検討の中で関係者の意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと思います。
以上です。

○相知生徒指導支援室長 本県の頭髪指導の実態ということでご質問をいただきました。

現在、全ての県立高校の全日制課程において、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく
成長していくための行動の指針として、頭髪や制服の着こなし等について、一定の基準や
ルールに関する校則を定めています。各学校では、校則の運用につきましては、個々の生
徒の特性や状況等により、柔軟に対応することも必要であると考えております。頭髪や制
服の着こなしに関しては、生徒が集団の一員としてルールを守って、社会へ出ていく上で
必要な身だしなみやマナーを身につけるという教育活動を各学校の教育目標等に沿って行
っております。

頭髪に関しましては、全ての学校で指導しておりますが、宮本委員がおっしゃったよう
な大阪府立高校の例という形ではなく、生徒が校則を自分たちのものとして守っていこう
とする態度を養うとともに、指導が必要な場合は、生徒や保護者に丁寧な説明し、理解を
得るように各学校も努力しており、県教育委員会としましても、各学校に指導していると
ころです。

○深田学校教育課長 全国学力・学習状況調査の全国平均と県の平均で、どのくらい離れ

ているのかですけれども、小学校におきましては、国語A、国語B、算数A、算数Bの全ての調査におきまして、全国平均の正答率を0.1から0.2ポイント下回っているところですが、また、中学校においては、国語Bで全国平均の正答率を0.1ポイント下回った以外は、同ポイントまたは0.1ポイント上回っています。

○吉田保健体育課長 全国体力テストの全国と県との比較についてご回答させていただきます。

まず、この体力テストは、種目が8種目あり、それぞれ10点満点、満点であれば80点ということになります。一般的には、その合計点、80点満点分の幾らかということと比較しております。本年度、平成29年度の結果で申し上げますと、小学5年生の男子は、全国よりも本年度は0.52ポイント低うございました。小学5年生の女子は、全国よりも0.31ポイント低うございました。続いて、中学校においては2年生が対象なのですが、2年生の男子は、全国よりも0.57ポイント高いという結果です。中学校2年の女子は、全国より0.09ポイント低かったということで、ことしの結果でいうと、小学校は、全国平均並みか若干低い、中学校は、全国より若干高いということが言えるかと思えます。以上です。

○吉田教育長 前回の平成16年度からスタートした再編について、どのように検証しているのかということで、まずは、平成16年度からの再編の中で、耐震化を平成27年度までに終えるという国の目標のもとで、本県の耐震化、高等学校の耐震化が非常におくれたと。耐震集中整備期間は本年度まででございますけれども、その耐震に関する視点が、ある意味では欠けていたのではないかとということも課題として上げられると思えます。

それから、生徒数は今後も大幅に減少いたしますけれども、再編計画が生徒減少に対応できていたのかといいますと、そこにも少し課題が残っているのではないかと、これからの減少にも対応する必要があるのではないかと。

それから、宮本委員がおっしゃいましたように、普通科も、当然大事にすべきだと思っております。特色化を進めていく中で、それぞれの学校にどんな課題が出てきたのか。例えば、吉野高等学校では、昔は普通科がありました。専門学科単独校にしたわけでございます。隣のまちの大淀高等学校が普通科単独ということで、学校単位で専門学科あるいは普通科という特色化を出したがゆえに、やはり今の吉野高等学校の実態があるのではないかと思っております。したがって、15歳の子どもたちは選択が難しいという面もありますけれども、学校を選択して1年生で基本的な学びをしながら、2年生になったと

きに自由な選択が可能になるという制度は、ある意味では、総合学科ではないかと考えております。総合学科は普通科と専門学科の間で生徒が自由に選択できるような学科ではないかと思っております。普通科につきましては、基本的には地域には必ず1つは維持するような方向で考えていく、そんな中で、子どものニーズに応えられるような新しい学校づくりをしていきたいというのが、今回の再編計画の検証しながら、我々が適正化と申し上げていることでございます。

○宮本委員　ご答弁ありがとうございます。

スケートリンクの問題につきましては、本当に皆さん苦勞されていまして、ことしの3月21日に、三郷町と平群町の総合型地域スポーツクラブが、スケート体験教室を大阪のR A C T A Bドームを借りて計画したところ、結構希望が集中しまして、私もバスにはもう乗る席がありませんので、現地に直接行って見学をするのですが、交通費はかかるのですけれども、それでもやはり体験したいという思いが非常に強くあります。今般のアイススケートのオリンピックでの活躍、あるいは、フィギュアスケート、カーリングを見ましても、これからますます関心も高まると思いますので、ぜひ引き続き検討をお願いします。

それから、頭髪指導の件です。人権に配慮して、あくまでも生徒自身がルールを自分たちで決めていくという、自主性を大事にしようとしていることがよくわかりました。ただ、重ねてお聞きしたいのですが、県立高校が33校ありますが、大和中央高等学校を除いた32校の全日制高校では、何らかの形で頭髪指導が行われているということです。その上で、いわゆる黒毛のストレート以外の髪質の生徒について、必要に応じて、いわゆる地毛証明書を出させているという実態をお聞きしております。どのくらいの生徒がこの黒毛のストレートでない髪質なのかということをいろいろ調べようと思いますと、なかなか統計はないのですが、理美容協会の統計を見ますと、黒毛のストレート、あるいはストレートに近い癖毛も含めると6割から7割だとされています。逆に言うと、3割から4割の生徒はいわゆる天然パーマだったり、色素が弱いということで、これは我々の民族の特性だと思うのですが、そういった3割か4割の生徒が頭髪指導の対象になりかねないという状況がある中で、この地毛証明書をどのくらいの学校で提出させているのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

次に、幼児教育のことで、これは地域振興部で出されているものなので直接答えられる人がいるのかどうかというのはあるのですが、私が問題だと思っていますのは、この中で、先ほど紹介がありました、学力テスト、体力テストの結果を課題と捉えて、幼児教育のプ

プログラムを実施すると教育振興大綱に書いているわけですよ。課題だとされている項目を見て驚いたのですが、学習意欲は、全国平均と比べて、肯定的に回答する児童生徒の割合が0.5ポイント低いということです。規範意識は、肯定的に回答する生徒の割合が全国平均に比べて0.4ポイント低い。自尊感情、これも自分にはいいところがあると思うと回答する児童生徒の割合が全国平均に比べて1.8ポイント低いと。きわめつけは体力です。これは、女子の体力がということで平成28年度の調査結果を上げているのですが、全国平均に比べて0.54ポイント低い。中学生に至っては、マイナス0.05ポイントですから、ほとんど平均です。これを理由に幼児教育、就学前教育プログラムだということにする、この関係ですね。これは妥当なのですか。その辺、再度回答をお願いします。

最後の高校再編成の問題ですが、耐震補強のおくれということが言われました。これは、恐らく奈良高等学校のことだと思うのですが、奈良高等学校も含めた再編成というイメージと考えていいのか、この点確認をしておきたいと思います。具体的な学校名が明らかになるのは6月だということで、今はまだ検討中だと思うのですが、耐震ということをお答えされましたので、そういう想定なのかについてお聞きしたいと思います。

それから、生徒の減少に対応できたかという問題で、私は、学級数の削減、あるいは学級定数を削減することで学校の数を減らさなくても十分対応できるのではないかと思うのですが、その点、学級数の削減や学級定数の改善で対応できないのかと。

今よく聞きますのは、やはり高校生の時期というのは多感ですから、40人学級で多様な思春期の悩みに応え切れないという声も寄せられています。35人学級、小学校、中学校でやられているようなこういう改善が高校でも必要ではないかという声を聞くので、学級数の削減、あるいは学級定数の改善で少子化に対応できないのかと思いましたので、それをお聞きしておきたいと思います。

それから、普通科は大切だという答弁をいただきました。それは当然だと思います。そこで、今回非常に気になるのが、今、報告があった県立高等学校適正化推進方針で出されている、これからの高校づくりの具体的な方策です。再編成の大きな方針として、時代の変化に対応した新しい高校づくりということで、例えば5ページの職業に関する専門学科（全日制）、この今後のあり方を見ますと、社会での即戦力となる人材育成と書かれてあるわけです。これは産業界との連携のことですね。その次の少子化社会を支えるということでも、介護現場における即戦力となる人材を育成すると書かれていたり、次の6ページを見ましても、これは本県産業の担い手育成という観点から、例えば、NAFIC、な

ら食と農の魅力創造国際大学校との連携・接続とあるわけです。このNAFICは、ご承知のように、もう3年連続定員割れで非常に苦勞されていると。コンセプトが高校を卒業して、いわゆる調理師免許を取るような学校ではなくて、いわば、実際に今シェフをやっている、レストランを開業しようというような人を想定に置いた学校ですから、高校との接続みたいな話になるのかなという思いを持ったのです。定員割れになっているのはそういうコンセプトの学校だからという話なのでしょう。矛盾するではないですか、ここで接続という。

そういうことを思って、普通科は大事だと言うのだったら、即戦力思考や、県の政策の失敗を穴埋めするような発想で組み立てていいのかと。行政の都合や産業界の都合で公教育の中身をさわっていいのかと強く思うのですが、その点どうお考えかお聞きしておきたいと思います。

○相知生徒指導支援室長 県立高等学校全日制課程32校のうち、頭髮に関して、頭髮の届を保護者から書面でいただくという形で校則にあるものは14校でございます。それから、書面での保護者からの頭髮に関する届出はなく、面談等で口頭で確認する学校が15校となっております。3校が頭髮に関する届という形では頭髮指導は実施しておりません。以上です。

○石井教育研究所副所長 宮本委員お述べのように、就学前教育プログラムにつきましては、地域振興部で策定されているわけですがけれども、就学前教育につきましては、自尊感情や規範意識、または、やり続ける意思といった、いわゆる非認知能力の向上の基礎が培われる時期ということでございますので、そうした意味で、小学校以降の学力テスト、スポーツテスト等の状況を勘案しながら、そうした点を踏まえてプログラムの中で進めていくという観点で作成されているものと認識しております。以上です。

○吉田教育長 前回の再編は、近隣校2校を統合することによって、その学校にどんな特色を持たせるべきかと、そういった再編であった思っているのです。今は普通科高校を適所に配置するという考え方で、奈良高等学校は普通科高校として配置をする必要があるのかどうか、そういった意味でそれが再編に入るといえるならば入ると思っています。近いところを2つとにかく合わせようと、耳成高等学校と畝傍高等学校を近いから合わせた。例えば、同時代にできた耳成高等学校と橿原高等学校で新しいタイプの学校をつくるという考え方もある。前回は近いところという考え方をした、今回は普通科の配置をどうするか。人口の少ない学校で普通科単独校が配置できなければ、普通科と総合学科を組み合わせ

せる必要があるのかなど、そういった配置を考えていくということで、奈良高等学校には耐震化という問題がございますので、その対応をどうするのかも含めて考える必要があるかと思っております。

それから、全部の学校で定数を減らしていけば、学校として維持できるのではないかという宮本委員のお考えですが、確かにその考え方もあると思うのですが、高等学校の場合は、中学校や小学校と違って学級に2名の定数は、配当できるようになっています。したがって、学級運営を20名ずつ、教室の問題もありますけれども、少人数であるということは、不可能ではない。ただ、そうする場合、教室を倍増しなければならないから施設を倍つくる必要がある。逆に、定数を落としていくという考え方をしますと、国の定数が収容人員に対して教員定数が配当されますので、例えば40人掛ける3ですと120人、120人定員で幾らという定数が配当される。ということは、それを学級定員を例えば3割落としていくと、国からの定数は、当然その学級数分の定数は入りませんので、県単措置をする必要になってくると、2,000人の教員の3割を県単でふやしていくということが果たして効果があるのかどうか。

高等学校では、少人数で選択授業も当然やられておりますので、学級経営、それから授業のあり方はばらばらになっています。小・中学校の場合は、学級の人数と講座の人数は一致していますが、高等学校の場合は少人数講座も実際にありますので、全体を減らしていくという考え方は、その教員を県単で維持するというコスト、それから、これは30年たってくると、学校の建てかえが起こると思います。これはもう完全に耐震補強から改築へ向かうということが、30年から40年たてば起こると思うのですが、そのときに小さな学校として維持しながら全ての学校を今度改築へ持っていく。それから、学級定員を落として維持していくことに対して、施設設備も当然トイレの洋式化等もしていきますので、かなりの県税を投入する必要があるのではないかということで、なかなか学級の人数を少なくしていくという考えは、私自身はとりにくいと判断しております。

それから、社会の即戦力となるという、確かに高等学校を出た生徒が即戦力となるまでの経験、知識、スキルが持てるのかといいますと、やはりそれは疑問に感じていますので、その件に関しては、宮本委員のご意見として伺いして、この推進方針をどのように考えるかということも検討してまいります。

○宮本委員 ありがとうございます。

頭髪指導について、14校が地毛証明書を出させていると、15校が保護者から口頭で

報告をさせていて、3校はこういった証明書、あるいは地毛の証明に関する指導は行ってないということでした。地毛証明書を幾つか取り寄せたのですが、おおよそ大きく分けて2種類あるそうです。1つは、頭髮の様子を文章で記述させるタイプのもの、もう一つが、幼少期の写真を張らせるというタイプのものなのですが、生徒にとってみれば、非常に傷つく話ではないかと私は思ったのです。幼少期の写真を張って証明しなければならないということが、果たして15歳から18歳の人格ある生徒に対して行うべきものなのかと強く思ったのです。この点について、人権的な配慮がどうなされているのかだけ確認をしておきたいと思うのですが、今、全国的には、きのうのマスコミ発表でもありましたけれども、ブラック校則調査というのがされていまして、20年前、30年前と比べて非常に校則が厳しくなっていると。下着の色までチェックするような人権侵害の事例もあると、きのうちょうど報道されていました。本県ではそんなことはないと思うのですが、こういった写真を張りつけさせる地毛証明は、どうなのかと思いました。校長、教頭、生徒指導部長、係、学年主任、担任と、丁寧に判こまで押す欄がある書式です。これは、かなり違和感を感じますので、その点聞いておきたいと思います。

それから、幼児教育プログラム、就学前教育プログラムです。目的を答えられました。これを見て非常に驚いたのですけれども、アメリカのハイスコープカリキュラムというものを取り入れて実践するということです。この耳なれないハイスコープカリキュラムですが、どういうものなのかわかりやすく説明していただけますか。全国体力テストの平均から少しだけ低いことを理由に、このハイスコープカリキュラムなるものを幼児教育に取り入れて、一気に移行ということなのですが、私はそもそも少しだけ低いことを問題にするのもおかしいと思いますし、このハイスコープカリキュラムがどういうものなのかよくわかりませんので、説明をいただけたらと思います。

それから、高校再編成のことで1点最後にお聞きしたいのですが、いわゆる県立高校の収容率がありますね。収容率とは何かといいますと、県立高校の募集人員を中学校卒業予定者数で割って100を掛けたもので、本県の場合は、平成29年4月入学の生徒でいうと64.7%だと、すなわち35.3%の生徒は私立高校に進学か、その他の進路と、こうなっているということなのですが、この収容率をいつ決めたのか、なぜこの率が維持されているのか、この点、改めて聞いておきたいと思うのです。

私が察するに、1960年代から1970年代に人口急増期があり、生徒数がふえた時期に学校の建設が追いつかないことから、私立高校に一定の受け入れを求めて定められた

ものではないかと思っ​ていま​して、現​在や​は​り格差と貧困が大きな問題になる中で、公立高校が果たす役割は非常に大きいと思うのです。公立高校を選択したいというニーズも高まっていると思いますので、そういう状況のもとで、この収容率を65%前後で守り続ける必要があるのかという思いを持つのです。この収容率が一体どういう決め方をされて、どうなっているのかを再度お聞きしたいと思います。

○相知生徒指導支援室長 頭髪の届に関しての指導でございますが、髪の毛が茶色いから出さない、パーマがかかっているように見えるから出さないという形ではなく、入学のときに本校はこういう校訓で、制服、頭髪については、例えば髪は染めないでパーマを当てない、高校生らしくTPOやマナーを守った清潔な形だと、学校で案内すると、そのときに生まれつきであるとか、髪の毛について事情があって、今の説明で不安があったり、保護者本人から届けたい事項があれば、この用紙で聞きますという形でまずは案内している例がほとんどです。茶色いから、天然パーマであるからなど、そういうことで問い詰めるというようにとられないようにと、学校もとても配慮はしているところですが、反対に、もともと髪の毛がくるくるとなっている生徒について、あなたパーマかけたのと、大きな学校であれば、学年が違えば顔も話もしたりする機会が少ない教員もおりますので、学校全体で共通認識をして、生徒について配慮しながら生徒指導ができるように手段として活用しているところです。また、14校で制度としてありますが、全ての学校で、必要な場合にのみ使用していると報告を受けております。以上です。

○石井教育研究所副所長 ハイスコーププログラムについてですけれども、手元に資料を持ち合わせておりませんので、正確なご答弁はできませんけれども、たしか12の段階がございます、それぞれの保育を進めていく中で、子どもの行動を見取っていくと。その中でできるだけ保育者が支援をしていくという立場で介入といいますか、かかわりを進めていくというアメリカのプログラムであったかと記憶しております。以上です。

○吉田教育長 収容率の件でございますけれども、私が10年ぐらい前に学校教育課長をしているときは、確かにその数字を維持するという前提で話し合いが持たれたことも事実でございます。恐らく宮本委員がおっしゃいますように、急増期にお互いに子どもをどのように受け入れようかということでその率が定まったものだと思いますけれども、学校教育課長をしている中で、この率に意味があるのかどうかということも議論されまして、今は定めるということにはなっておりません。協議をしてその率を一定定めるということは、これはある意味ではおかしいと思いますので、そうはなっておりません。ただ、それに近

い数字になっているのをいきなり変えるということも難しいので、県立高校の中で、例えば1.05倍の全体の倍率が1.2倍になったり、1.3倍になるような状況が起こっていく、そんな中で県立高校の収容人員をどう考えるのかは、当然その時々を考えていくべき問題だと思っております。

○宮本委員 頭髪指導について、あくまでも人権的に配慮しているという話ですか、私はこの書類自体が非人権的だと思いましたので、このことは申し上げておきたいと思います。

それから、就学前教育のハイスコープカリキュラムがいまだによくわかりませんので、誰か説明できる人はいますか。いないのですね。そういうものだとということがよくわかりました。これを見て思ったのですが、確におっしゃったように、事細かに、3歳児、4歳児、5歳児に対してシチュエーションごとに声かけの実例を示して、これを教員の指導研修で使うということですから、これは、もともと saying いた教え込むというやり方はまずいよと言っている趣旨からすれば、かなり幼児教育の指導者に教え込むような内容になっているのではないかという矛盾を感じるのですが、ごらんになってそう思いませんか、どうなのですか。そこだけ一度聞いておきたいと思うのですが、非常に事細かに指示をするものになってはいないかと感じましたので、このハイスコープカリキュラムなるものについて、今後、就学前教育プログラムとして走っていくわけですから、答弁をお願いしたいと思います。

それから、高校の収容率の問題について見解が示されました。私はやはり普通科の高校で、この間、果たされてきた大きい役割があると思うのです。この問題を受けて、地域の普通科高校の校長先生にどういう実践に心がけておられますかということを知りました。そうしますと、非常に印象的だったのが、前向きに人生を模索できるようにと。私が聞いた学校は、就職と専門学校進学と大学進学がそれぞれ3割ずつという、極めて平均的な普通科高校に聞いたら、もう本当に生徒と教師の距離が近くて、いろいろな家庭の悩み、友達関係の悩み、人生の模索に答えて、自信を持って送り出しているということです。ですから、こういう学校が統廃合ということにならないようにぜひ光を当てる必要があるなど強く思った次第ですので、そういった普通科高校の役割について、今回、郡、市ごとに残すのだという方針も持っておられるわけですから、そのあたりを最後聞いておきたいと思えます。

○石井教育研究所副所長 ハイスコープカリキュラムをベースとした就学前教育プログラムについてのお尋ねでございます。宮本委員お述べのように、プログラムそのものを拝見

しますと、事細かにということが見えてくるかもしれませんが、このプログラムをベースに、各保育園・所の実態に応じてそれぞれ取り組んでいただくことになるのではないかと理解しています。特に幼児教育というのは、遊びや生活を中心に行われるものでございますので、そういう中で、保育者がその主体性を踏まえながら、引き出していくような声かけをしていくという保育者のサポートではないかと思っています。例えば野菜が苦手な食べられない子どもには、野菜が苦手なんだねと気持ちを受けとめるところから保育者はサポートを始めていくといったことが記載されているかと思っておりますので、そうした子どもたちの主体性については尊重されているものと認識しております。以上です。

○前田教育振興大綱推進課長 普通科高校としての役割ということですが、やはり普通科高校においては、基礎的な知識や技能を身につける高等学校として大事な部分であると考えています。宮本委員お述べのように、前向きな人生をつくっていくというところで、やはり普通科高校においてもさまざまな体験的な学習というのは必要になってくかと思っています。今後、普通科高校においても、インターンシップ等の体験的な学習、キャリア教育を通して、将来をきっちりと主体的に決めていくことができる生徒を育てていきたいと考えております。

○宮本委員 最後に、考えだけまとめておきたいと思うのですが、まず、就学前教育プログラムですが、私が問題にしているのは、子どもの主体性ではないのです。教える側の主体性が損なわれるのではないかと、これを問題にしているのです。保育活動は、きつとこういうことをあえて細かく書かなくても、実際に現場に行くと、先生方がまさに子どもの家庭の様子や、家庭環境、生育歴などを全部頭に入れた上で、子どもや集団の発達段階や個性に合わせて自主的に応用してやっていますよね、指導方法としては。この自主的な応用を奪うことにならないかという心配をしているのです。吉田教育長、どう思いますか。最後に答えてください。

もう一つの再編成でいいますと、やはり私は、結局学校数が減ることが選択肢を奪うということに絶対ならないようにしなければという思いを強く持っています。もう一つは、教育内容です。これはやはり時代のニーズだとか、産業界の求めだとか、もって奈良県の行政の都合に合わせて変えていくということがあってはならないと。やはり公教育の役割、人格の形成にあるという教育の目的を踏まえて、本会議でも吉田教育長が不易と流行、中央教育審議会がよく言われているこの言葉を出されました。私は、不易のほうに投げ捨てられるようなことになっているのではないかという思い強く持っていますので、それに

についても、最後に聞いて終わりたいと。

○吉田教育長 教員の自主性は、本当に大事だと思います。したがって、就学前教育プログラムが教員の自主性を損なわないように、全県的な事例を集めながら、この事例に基づいてそれぞれの園で何を取り上げるのかも園に任されておりますし、一斉に強制をしてこれをするのだというように、こういう指導をするのだというものではないと認識をいたしております。

それから、二階堂高等学校は普通科から総合学科、キャリアデザイン科にして平成26年度からスタートしましたが、正直言って私は、これは成功事例だと思っているのです。普通科であったら、職業観や自分の将来を考えられていなかった子どもたち200人が、福祉体験をすることによって、福祉や看護、介護の道へみずから歩んでいこうとした、そういった結果が、ある意味では倍率にもあらわれて、当初、二階堂高等学校が普通科の時代に、定員割れしたこともありましたが、今は安定的に子どもたちの希望が出ているという状況にありますので、この二階堂高等学校のキャリアデザイン科と普通科の、どちらがいいのかは一概には言えませんが、普通科をキャリアデザイン科に変えたことは私はよかったと思っておりますので、また一度、宮本委員、二階堂高等学校を見に行ってくださいましたらと思うのです。

○宮本委員 終わります。

○岡委員 では、大きく3点ほどお尋ねしたいと思います。1点ずついきたいと思いますが、今の議論に関連するのですが、今出ております県立高等学校適正化推進方針の4ページに、本県の10歳から14歳の人口推移という数字が載っています。2020年を100とした場合でそれぞれ書いているわけですが、少子化になる中で生徒数が減るからこういう議論が出ていると思うのですが、一つお聞きしたいことは、今33校ありますけれども、単純に考えると、2040年には3割減らさないといけないということになるのかなと思うのですけれども、その辺の目標というか、考え方というのは、県教育委員会として、学校数を頭に置いて検討していかれるのかどうか。

もう1点は、先ほど県立と私立との話が出ていましたけれども、ご存じのとおり、いよいよ私立高校も実質無償化の方向へ今、国が動いており、奈良県もそういう方向に動いているわけですね。その辺のことを加味して考えたときに、今後の私立高校と公立高校とのバランスというのは、どういう影響を受けると考えていらっしゃるのか、この点について、まずお尋ねしたいと思います。

○前田教育振興大綱推進課長 まず、人口、生徒数減について、今後の目標数を置いているのかということでございますけれども、前回の再編のときには、学校の規模は8クラスを標準とするという考え方で10校減という結果になりました。今回のこの適正化につきましては、学校の規模というのは特に標準数を定めておりません。ですので、目標数を幾らに置くのかは、この方針が決まりましてから実際に計画を立てていく中でしっかりと考えていくということでございます。

それから、2点目の私立高校の無償化について、やはり影響を受けるのかということでございますけれども、当然のことながら、私立高校の無償化も踏まえて、どういった学校をつくっていくのか考えているのは事実ですけれども、具体的影響ということまでは、今はっきりとは把握できていない状況でございます。

○岡委員 わかりました。まず、最初の目標の話ですけれども、私も、今回の場合は、多分それがいいのではないかと思います。ただ、減らさなければならないのは、いくらかということはありませんけれども、減らす方向に考えざるを得ない、これはやはり人口が減っているわけですので、今の小学生の数は私どもが小学生の時分の数の約半分です。200万人生まれた時代が、今は100万人を切るという時代に入っていますから。当然ながら、学校が余ってくる状況になることはやむを得ません。それに対してどう学校の再編を考えていくか、私は減らすことについては、だめだということは言えないと思うのです。ただ、減らし方、そして中身の問題だと思うのです。先ほど二階堂高等学校の話がありましたように、私もこれをピンチではなくチャンスと捉えて、いい学校をつくるための知恵を出してやっていただきたいと思うのです。

それと、一番大事なことは、教育委員会がこうしたいと考えることも大事ですけれども、どの学校へ行くかなど、メニューを決めるのは子どもたちなのです。しかも今回からは、私立高校がお金がかからなくて行けるようになりました。

余談ですが、小学6年生の孫がいるのですけれども、この間、将来、高校はどうするかと聞いたら、「私学は、ほんとうにただになるのか」と言うから、「あなたが高校行く時分は多分安くなるよ」と言ったら、「それだったら私学を考えたい」と言うわけです。自分の思っている私立高校も頭にあるわけです。そういう子どもが出てきているということは、流れが若干変わってくる可能性もありますので、今以上に公立高校は、やはり危機感を持って、私立高校と対抗できる学校づくりをしていかないと置き去りにされてしまう。もう競争が始まりますから、その点を念頭に置いてしっかりと議論をお願いしたいという

ことを要望しておきたいと思います。

次に、つい最近、ある小学校の校長先生と懇談する機会がありまして、その校長先生からお話が出たことを質問したいと思うのですが、要は、特別休暇というのですか、病気等で急に先生が休んだときの代替の教員の対応が、非常に難しいということが現場では起こっているようでして、小学校の校長先生ですけれども、もう本当に大変なんだと。教頭先生と校長先生がきりきり舞いしながら何とかやっているけれども、管理職がする業務もあるわけですので、もう本当に本来の業務に影響が出る状態であるということです。

その背景の一つは、経験のある早期退職者の方々はたくさんいるのですが、教員免許状の更新制度ができたことによって、有償で30時間の講習を受けるのが負担になっていて、教壇をおりれば、更新をしていないという方が多くなってきているので、急遽お願いをしたいときでも、免許状を持っていないから行けないのだというケースが多くなっている。特に小学校はそういうことが多いということでございます。

ここで一つ、ご意見を聞きたいのは、その榎原市の校長先生いわく、市教育委員会だけではなかなか対応できないと。教育委員会に相談してお願いしたけれども、何とか一緒に悩んでくれたそうですけれども、結論的には、なかなか、すぐにはめ込む代用の先生が決まらなかったという場面もあったようでございます。

そこで、これは提案なのですが、県教育委員会が持っているデータの中で、常に問い合わせがあれば、こういうことだったら対応できますという、登録バンクのようなものを持っていただけないかというお話でしたので、まず、この点についてお考えはどうかお聞きしたいと思います。

○香河教職員課長 講師の配置ということになるかと思いますが。現在、県教育委員会でも、実際には学校に講師として入っていただく方につきましては、事前の登録制をとっており、まず、講師として登録をしていただくと。実際、学校で休暇等で欠員が生じた場合には、学校から連絡をもらいましたら、講師登録をしていただいている中から、教科や、勤務地などを考慮して、こちらで選考させていただいくということで今は進めています。もちろん一般の免許をお持ちの方はそういう形で登録もいただいていますし、また、退職された先生方についても、登録していただくことはもちろん可能ですので、そういった退職された先生方も実際に講師として学校で勤務いただいているということもございますので、そうした先生方も含めて、講師登録もこれからどんどん、もっとPRをしていきたいと思っております。

○岡委員 今までは県教育委員会として、そういうことでやってきたという意味の今の答弁でございましたけれども、であれば、なぜ現場でこういう声があるのかということなんです。もう具体的に言いますけれども、その校長先生は、まず、櫃原市教育委員会へ声をかけて、誰か探してくださいと言ったと。でも、櫃原市の中だけではなかなか情報がなかったと。もうそれ以上は櫃原市教育委員会も動いてくれなかったという話なのです。これは櫃原市が悪いのか、県が悪いのかはわかりませんが、本来であれば、きちんと連携して、登録されている情報があるのであれば、それはやはり情報交換すべきですよ。その校長先生いわく、個人情報の問題がありますので、我々から直接そんな問い合わせもできないし、まずわからないと。やはり県教育委員会がそのデータを一番持っているはずですから、県教育委員会がしっかりと取り組んでもらったら、これは改善されるのではないかというようにお話でしたけれども、現在の県教育委員会としての取り組みの中身について、やっているということだけでも、それは受け身なのか、積極的に何とかしてあげると思ってやっているのか、その辺はどうなのですか。

○香河教職員課長 県で給与をお支払いさせていただいている正規の職員がおりますけれども、県費負担教職員が休暇等をとってしまったといった場合のその代替の講師につきましては、県で任用をさせていただいております。ですから、市町村からそういう連絡があれば、県で人を探して、県で配置をさせていただいているというのが現状でございますので、まずは、その連絡をいただければ、県の登録の名簿の中から、適任の者を県で選考していきたいと思っております。

○岡委員 では、逆に聞きますけれども、その登録はどのくらいあるのですか。すぐに対応できる程度の情報を持っているのですか、どうなのですか。

○香河教職員課長 済みません、登録の人数は今、手元にございませませんが、もちろん教科等があります。小学校の場合はありませんけれども、例えば、中学校になってきますと、教科によって若干、登録の人数に差があるという部分は確かにありますけれども、そういった場合でも、可能な限り県で手を尽くして講師等を確保するというところでこれまでも取り組んできているところです。

○岡委員 これを話していても、平行線になりそうですので言いませんけれども、やはり現場が困っているということは事実のようでして、その校長先生いわく、うちの学校だけと違うと、ほかの小学校でも校長会などで聞いたら同じような悩みを、皆持っているという話もされておりました。だから何とか対応を考えてあげないと、それだけでなく、学校の

先生、現場は仕事がふえて大変なのですよ。

余談ですけど、その先生がおっしゃっていました。最近、教頭試験を受ける希望者が減ってきていると。なぜか。朝の学校の開門から夜の学校の施錠、閉門までの長時間勤務の実態を見ていると、現場の先生方は、激務であるということで管理職に対して魅力を感じていないと。教頭試験を受ける資格があるにもかかわらず、私はいいですという方がふえてきていると。これが実態のようです。吉田教育長、こういうことを含めて、さっきの話も含めて、何かもしお考えがあれば。

○吉田教育長 登録者数は、今の時点では、たくさん登録されてきますけれども、4月になると、講師として配置、任用していきますので、確かに少なくなっていると。場合によっては、年度途中になるといえない。恐らく橿原市のケースは管理主事が必死に探しても見当たらない、いない状況が起こっているのではないかと。岡委員がおっしゃるように、やめた方が、もういいからと免許更新をしない。しかし経験は持っているから入ってほしいというようなケースも確かにあろうかと思えます。免許更新をするまで待つてほしいという、そんな対応は学校にはできませんので、そういった先生を何とか配置、任用できるような手だてはないのかということは、県としても考えていきたいと思えますし、国にも働きかけをしていきたいと思っております。

もう一つ、管理職の仕事が、例えば今言った臨時の先生を探すということでもう必死になられるとか、あるいはアンケート調査などで国から、県から、市から調査がある。あるいは会議が頻繁に行われる。こういった業務についてどのように精査するかは、教員全体の働き方改革の中でも議論しておりますし、我々もしっかり議論をして、やはり優秀な先生が管理職を目指していただけるような環境をつくることは非常に大事だと思っております。以上です。

○岡委員 ありがとうございます。吉田教育長がおっしゃるとおりだと思いますので、私も実は、国でもこのルールを見直してほしいということを今要望しているのです。それは、先ほど言いましたように、更新をしていない方が、ほんの短期間、教壇に立つことについては特例的な方法で何か基準を設けて、例えば10年以上教壇に立っているとか、最近3年以内に教壇に立っていたとか、何かそんな条件つきでピンチヒッターとして立てるような制度をつくれぬのかということ、国にもこの間お願いしたところでして、やはりこれは国とも連携しながら何とかしていかないと、学校の先生方、特に管理職は今、本当に過重労働もいいところでして、大変な状況だということをつくづく感じてまいりました。

それと、通級指導教室の担当としての指導をする教員が非常に不足しているという話も聞いております。通級指導教室担当の先生のこれからの欠員、逆に言えば、発達障害等の子どもが最近ふえつつあって、なかなか現場ではその対応する先生、人材が少ないということもありまして、特にこういうことに対応する先生は、やはりその場当たりではなくて、系統的にきちんとそのことを勉強された、学習された先生が現場で対応していかないといけないということで、特に専門的な教育を受けた教員の配置が必要ではないかという声もあるのですけれど、通級指導については。その辺についてはどうお考えですか。

○吉田教育長 奈良県では、通級指導よりも学級を開設して指導するという傾向がずっと続いておりました。しかし、最近では、通級指導で対応しなければならない子どもたちが実際にふえています。小・中の特別支援学級とそれから学級には入らないけれども、通級指導で子どもたちの課題を解決してあげる指導というように、これからこちらがふえてくるわけですが、今、取り組んでおりますのは、特別支援学校と小・中学校の交流を従来は3年間の交流をしていましたけれども、3年ですと、なかなか教員を手放せない、そんな状況が起こっておりますので、1年だけ交流しようではないかと。1年、小・中学校の先生が特別支援学校で専門性を学んでもらう。特別支援学校の先生も1年、小・中学校に入っただいて、その専門性をみんなに見せていただく。スキルを高めていただくと。これを今年度からスタートしました。なぜこういうことを思ったのかは、ある町で通級指導のために特別支援学校から先生を送っているのです。そうしたら、その先生をなかなか返してもらえない。それほど特別支援学校の先生は重宝がられているということ、そんなことをいつまでもしていたらだめではないかということで、1年交流で先生方のスキルを上げていこうという交流をスタートをさせました。これが通級の指導力を向上することにつながるのではないかと期待しております。

○岡委員 ありがとうございます。その認識を十分お持ちのようですので、より一層この通級指導教室担当の先生の育成もよろしくお願ひしたいと思います。

最後に質問ですが、奈良県におけるいじめの対策として、今、国からSNSを活用した取り組みということで通達が来ていると思うのですけれども、本県においては、このSNSを活用したいじめ対策の取り組みの現状と今後の課題というか、方向性についてお尋ねしたいと思います。

○相知生徒指導支援室長 現在のSNSを活用した相談の取り組み状況についてご説明します。

平成28年度に実施されました総務省情報通信政策研究所の調査におきまして、10代の子ども、若者の利用するコミュニケーションメディアで利用時間が最も長いものは、電話、メールではなく、SNSなどのソーシャルメディアとなっております。このことから、県教育委員会では、いじめ事象の早期発見、早期対応を目的として、従来から実施しております電話相談、メール相談に加えて、いじめを受けている生徒本人やいじめを目撃した生徒からSNSを通してSOSをキャッチすることができる相談窓口設置の検討を平成29年度から始めております。今年度、SNSを運用する企業の協力を得まして、相談の試験的運用を行っております。試験的運用は県立高校3校、生徒2,900名を対象として実施しています。期間は1回3週間、10月、12月に2回の試行を実施しました。また、その結果を集計するとともに、対象生徒に現在事後アンケートを行い、調査をしているところです。今後このアンケート調査の結果を分析し、課題と成果の整理を行うとともに、他府県の事例も参考に、試験的運用を今年度いたしました。引き続き平成30年度も、さらに工夫を加えながら行いたいと考えております。

○岡委員 今、試験的に取り組んで、始まったばかりで、聞いている話によりますと、まだ相談数もそんなにたくさんないと聞いております。これは恐らくまだ十分浸透していないということもあろうかと思っておりますので、これからの課題だと思うのですけれども、特に先般、代表質問、一般質問の中で自殺の件数を減らすという話も答弁でありました。それもやはりSNSを通じて自殺防止ということもかなり効果があると全国的には聞いております。特に若者は、SNSを使つての相談が多いと聞いていますので、これらについては、もう要望にしますけれども、これから、国も予算を組んで今しっかりと取り組んでいこうという動きがありますので、県としても、ひとつ前向きに、大変だと思いますけれども、結果が出るまでしっかりと取り組んでもらいたいということをお願いして、質問とさせていただきます。以上です。

○阪口委員 3点あります。1点目は、県立高等学校適正化推進方針のことで、吉田教育長が説明をされまして、先ほど宮本委員、岡委員からも質問等ありました。私自身の考えを申しますと、中学校の卒業生数がピークは2万3,876人、だんだん減少して行って、将来は1万204人と記載されていますし、さらに減少していく可能性もあるので、そういう意味でいいますと、学校の統廃合等は避けて通れない道だとは思っています。統廃合していくに当たっては、やはり学校がなくなるということは寂しいことですので、丁寧な説明等も要るだろうと。

これは全国的な課題で、私自身、教師をやっていたときに、枚方市の村野中学校と東大阪市の太平寺中学校は廃校になりました。教師の自分も、卒業生も悲しいということは当然出てくるわけですが、基本的には、生徒数が減少していきますので、県としては、先ほど吉田教育長からは4つの方向性ですか、職業に関する専門学科、その他の専門学科、普通科全日制、総合学科ということで、私は、一度そういう方向でやっていかれるのもいいかなとは考えています。

ただ、しかし、現状に合わせて見直していかなければいけないだろうと、6ページで、なら食と農の魅力創造国際大学校、NAFICですね。これを見ましたら、1次募集、2次募集、3次募集と、定員があまり充足していないわけです。そことの連携は、NAFICそのものが将来どうなるのかということもあると思うので、ここへ行けということで担任が進路指導するのも子どもの行きたい、生徒の行きたい学校とは異なっていく可能性もあるので、こういうことについては、十分状況等を見ながら、将来、判断していかなければいけないだろうと。

もう一つお聞きしたいのは、(3)の普通科のところ、普通科におけるキャリア教育の充実、これは教育課程の中で時間をとってやるということなのでしょうか。

○前田教育振興大綱推進課長 ご質問のNAFICとの連携というところでございますけれども、必ずしも進路としてそこに進学していくということだけでなく、農業や食物関係の指導をされている教育内容について連携、そういったノウハウを教えていただいたりという部分も含まれているということです。

それから、キャリア教育についてでございますけれども、これは高等学校だけでなく、小・中学校と就学前も含めて、本県でキャリア教育の手引を平成28年6月に10年ぶりぐらいに改訂をしたわけですが、全ての校種におきまして、授業の中で行うものもありますし、インターンシップ等、学外に出て体験するというものも含まれています。

○阪口委員 この時間数をどのくらいとるのが聞きたかったもので、私は東大阪市の楠根中学校でキャリア教育ということで2日間とって、授業をやめて生徒が地域へ行って、自分で探して行くわけですが、働くといいますか、そういう経験をするのですね。しかし、2日というのは、結構生徒の勉強する時間が減りまして、そのときの時間確保の問題などいろいろ出てくるのです。だから、そのキャリア教育はいいとしても過大な負担になると、普通科教育というのはいろいろな勉強の範囲が広いですから、そこらの関係をお聞きしたいと思ったのです。

○前田教育振興大綱推進課長 時間数として特に決まっているものはございません。今の2日や3日というのは、恐らく学外に出て職業体験やインターンシップといったものをさせておられることと思います。特別活動とか総合的な学習の時間とか、それぞれの教科等におきましても、やはり将来の勤労観や職業観を育てていくというような取り組みは、日常の授業の中においてもするということですので、量ではなく質と考えております。

○阪口委員 適正化については、基本的な方針としては、避けて通れないことですので賛成です。しかし、個別には、生徒なり状況等を鑑みて考えて、将来行っていただきたいということが要望です。

2点目ですが、今般、県立高等学校のクーラーの設置が予算化されました。私自身、本会議や、文教くらし委員会ですべて発言をしまして、全ての学校にクーラー設置されていく方向ということで非常にありがたいという気は持っています。

そこで質問ですけれども、私は、生駒市でございます。この間もあすか野小学校と上中学校に視察に行きまして、小・中学校では、コンピューター室、保健室、図書室等には設置されているのですね。普通教室にはないのです。これは以前、生駒市長にも小・中学校もクーラーの設置が要るのと違うかと。これは市の管轄になるので市の予算かと思いますが、県としても、市町村の小・中学校のクーラーの設置について、できれば予算ということですが、何か援助するようなお考えはお持ちなのかお聞かせください。

○中西学校支援課長 市町村の小・中学校の空調整備に対する県の支援についてでございます。奈良県内の市町村の小・中学校の空調整備につきましては、普通教室で7.4%と、全国に比べても非常に低い状況でございます。一方、県立高等学校におきましては、阪口委員お述べのように、空調整備を推進してまいるところでございますけれども、これにつきましては、平成30年度の税制改正における地方消費税清算基準の見直し、これの増収が見込まれますので、これを財源として空調整備、それから耐震化等の教育環境を進めていこうと考えています。この地方消費税の清算基準の見直しに伴います増収ですけれども、これは市町村においてもありますので、今申し上げました、この県の対応を参考に、市町村におきましても取り組みを進めていただけたらどうかと考えています。

それから、さらに後押しするために、県の市町村振興資金の貸付枠の拡大が予定されております。こういったもので市町村の取り組みを後押しをしていければと考えています。

それから、これらの財政支援について、各市町村に情報提供させていただいて、それからさまざまな機会を通じまして、県教育委員会といたしましても、市町村教育委員会に対

して働きかけをしていきたいと考えております。それから、国の財政支援としまして、文部科学省の学校施設環境改善交付金、これは補助率3分の1ですけれども、こういった制度もごございます。ですので、国に対しましても、必要な財源の確保について、要望してまいりたいと考えています。以上です。

○阪口委員 ありがとうございます。生駒市ですので、市議会議員と連携して市に働きかけていこうと考えています。

最後3点目は、通告はしていなかったのですけれども、先ほど宮本委員が、地毛証明書のことを質問されていまして、県として、その証明書についてどのように考えておられるのか。生徒指導というのは、話し合いをして、県がかかわっている場合があるのかなのかわかりませんが、県のかかわりがどうなのかと。単独でその学校がこういう規則なりを定めているのか、それによって県教育委員会に対するこちらの質問も変わってくるかと思っております。

○相知生徒指導支援室長 頭髪指導にかかわりまして、県の教育委員会とのかかわりですが、頭髪も含めまして、各学校は一定の基準やルールを校則として定めているところです。校則は、学校の教育理念や生徒の実情その他に合わせて各学校で定めていますが、社会通念に照らして合理的とみなされる範囲でないもの等について、実際、把握しているものはないと思いますが、もちろんそういうことのないように、県としても適切に定めることを指導しております。実際にこの頭髪指導について、県教育委員会で実施している各種相談で過去3年間にどんなご相談があったかを調べました。電話相談は大体2,370件以上の中で一度もなかったです。それから来所されるものもなく、メール相談も過去3年間ではなかったです。ただ、お電話等でこのように学校から子どもが言われてきたけれどもということで、ご相談の電話はことし1件、昨年とその前年は件数としては手元にございせんが、時々ご相談をいただくこともあります。

○阪口委員 教育というのは、教育基本法に教育の目的や理念等が書かれているわけです。地毛証明書、そういうのをブラック校則ということで、この間もテレビを見ていましたので、写真までつけるとなると、教育の理念から見て、校則先行という感じも受けますので、そこらを、私も調査して、また担当の方ともお話をしたいと思っております。以上です。

○安井委員 本会議でも論じられておりましたが、部活動についても一度確認したいと思うのですけれども、部活動は学校教育の一環と捉えているということについては、一環とした上で少し考えてみたいと思うのですけれども、この部活動は、単に技術の向上、精

神力の強化、そして仲間づくりという中で、中学校時代には、発達期における非常に重要な時期を学校で過ごしているということからすると、部活動の意義というのはかなりの重要性があると思います。子どもたちにとっては、その時期を過ごすことによって、これからの自分たちが大きくなる過程で培われていくべきものだと、学校教育の一環として捉えていくなれば、そう思うのですけれども、学校の中でも課題がないわけではなくて、学校教師の働き方改革などによっていろいろ論じられていますように、非常にそういう意味では、時間外労働といったことも、ボランティア的な感覚で土日の部活動にも参画をされていて、問題が最近起こっていることも事実であるわけです。そういうことに対して、答弁では、外部の指導員を導入してはどうかという声もあり、そういうことで外部の指導員が部活動に対応するとなれば、一定の役割というか、単なる技術ではなしに、例えば健康管理といったところまで、外部の指導員の方々に持っていただく責任の範囲というものがあると思うのですけれども、もともと部活動には顧問や部長など、教職員の方で持っていたいっているポストもあるわけですので、こういった方々との整合性というのか、どの程度役割や責任などを持ってやっていただけるのか、その辺、考えておられる範囲内でお答えいただきたいと思います。

○吉田保健体育課長 部活動についてのご質問でございます。安井委員お述べのように、中学校、高等学校の部活動については、学習指導要領に定められておりますので、学校の教育活動の一環として実施しているところです。県教育委員会としては、専門的な指導者がいない学校に対しては、地域スポーツ人材活用支援事業を起し、専門的な指導者を派遣して部活動を支援しているところです。

その責任等の及ぶ範囲についてですが、部活動でもし何か事故等が起こった場合には、当然学校の管理下での事故ということになりますので、一義的には学校、そして学校設置者が責任を負うことになろうかと思えます。ただ、その瑕疵で物すごく過失状況が多い場合には、個人の責任も求められることがあるかと考えますけれども、基本的には、学校、あるいは設置者が組織的に対応していくことになると考えております。

○安井委員 生駒市でも死亡事故が発生したり、部活動に対して、最近鋭敏な神経と申しますか、そのことが問われていて、やはり練習の時間、あるいは暑さに対する対応といったものが問われ直したというのか、改めて示されたと思うのですけれども、外部の指導員の方々はやはり一端責任を負うという、今おっしゃられたような個人的な責任もおありかと思うのですけれども、やはりそのところは、十分な責任を負える人材であってほしいと

思うし、また、技術的にも非常に信頼性の高い外部指導者であってほしいと思うのですけれども、選定の基準は何かあるのですか。

○吉田保健体育課長 昨年度、省令の改正がございまして、今までの外部指導者は技術的な指導をするのが主な目的だったわけなのですけれども、部活動指導員という制度ができました。この部活動指導員については、技術的な指導をするのはもちろんのことですけれども、部活動内での生徒指導なども含めて指導することができる、あるいは練習計画、年間計画、週間計画、日の計画なども立案することができると法律上は定めております。これらの任用は、基本的には設置者がすることになっております。これにつきましては、今、安井委員がお述べのように、それらが責任をある程度負えるような資質を持った者を任用しなければならないということで、これは来年度の事業になっていくわけなのですけれども、この部活動指導員の配置は、市町村教育委員会がするわけなのですけれども、それに対しまして、県では、国の事業を活用した補助をして支援していく予定です。そして、その指導する人材の担保については、これは本会議で吉田教育長も答弁させていただきましたけれども、従来より、県は外部指導者に対しての研修を年2回実施しており、部活動の持つ教育的意義等々について、その場で説明もし、配慮して指導していただくようお願いしているところです。この外部指導者の研修会に必ず、市町村が任用した部活動指導員については、参加するよう今後求めていきたいと考えております。以上です。

○安井委員 役割分担と先ほど言いましたけれども、そういう意味では、指導の目的、そして指導の要領など、やはり責任を持って部活動を運営していくという大きな責任があると思うのです。できるだけそういう研修会を開いてもらって、責任を持った部活動を展開してほしいと思うのです。

話は違うのですけれども、この間の報道を見ますと、名古屋市で、小学校の部活動は平成33年から全面廃止すると。小学校の教職員負担を軽減するという意味で、もう部活動をなしにするということについて、もう名古屋市議会も同意したということです。なしにするという考え方も、これからはどうなるかわかりませんが、ほかにも政令都市では京都市や、熊本市でもそういう流れにあるということを知っているのですけれども、小学校の部活動でも、教員の方々が携わっておられる部活動があると思うのですが、県で小学校の部活動に対して、廃止していくのだという流れは今の教育委員会の中でありませうか。

○深田学校教育課長 小学校の学習指導要領には、部活動という規定はございません。吉田保健体育課長からありましたように、中学校、高等学校では部活動というのは学習指導

要領の中にあるわけですし、この小学校の学習指導要領の中には、主として第4学年以上の同校の児童をもって組織するクラブ活動において、異年齢集団の交流を深め、共通の興味、関心を追求する活動を行うこととあります。学習指導要領の解説には、クラブ活動の授業時数は年間、学期ごと、月ごとなどに適切に充てるとありまして、奈良県では、各小学校で月に一、二回程度、授業時間内で実施しております。こちらがクラブ活動です。ですが、名古屋市でもありましたように、小学校における部活動というものも文化部でしているという、部活動という捉えでしているというところもございました。それは合唱部や、金管クラブでございます。奈良県内で数校実施されているということでした。小学校におきまして、この部活動の実施につきましては、設置者であります市町村の教育委員会の判断でございますけれども、児童、そして教職員の過度な負担にならないようにすることが大切であると考えているところです。それに対しまして、必要に応じて適切な支援をしてまいりたいと考えております。

○安井委員 そういう部活動もあるということですが、クラブ活動と言ったらいいのですかね、小学校の場合は。それで、大体1カ月30時間ぐらいの負担を今まで応じてきたということですが、金管クラブや合唱部の場合は1カ月どのぐらいの時間帯になるかわかりませんが、やはり教師の負担軽減という意味から、廃止するのではなく減らしていくということも一つの方法かと思うので、そういう声がありましたら、私はクラブ活動の意義というものは非常に高く評価しますので、続けていくことこそが子どもの特徴を伸ばしていける一つの考え方ではないかと思うので、奈良県では、全廃の声は上がっていないにしろ、少なくともそういう意味では、育てていくという意味のほうが強かろうと思いますので、その30時間という時間は、多いのか少ないかわかりませんが、できるだけ軽減してでも継続して行ってほしいなという思いを私は持っております。

それから、奈良県動物愛護管理推進基本計画につきまして、災害時における適正な飼育と管理という意味から、災害が発生した地域、例えば熊本県や東日本大震災、あるいは阪神・淡路大震災のときのような震災時に、もちろん自分たちの生活が第一ですので、それについては異論はありませんが、ペットに対する災害時の扱いといったものも非常に平素は大切かと思えますし、そういう対応について、国でも定められましたけれども、県では、動物救護のガイドラインをこれから作成していこうという動きになっているやに聞いておりますけれども、そういうペットの扱い方について、どのようなガイドラインの骨子、方針など、現時点でお考えになっている点についてお答えいただきたいと思えます。

○姫野消費・生活安全課長 県のペットの災害対策をどのように進めていくのかという趣旨のご質問でございます。東日本大震災や熊本地震では、買い主とはぐれたペットの保護や避難所でペットが受け入れられなかったり、さまざまな問題が指摘されています。このような状況に鑑み、本年2月末に環境省は、人とペットの災害対策ガイドラインを策定し、災害時の対応は買い主による自助が基本であることが示され、行政機関は被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものと明記したところでございます。県では、平成28年度に県地域防災計画に基づきまして、飼い主とはぐれたペットの保護、収容、その他災害時の動物救護活動を円滑かつ効果的に実施するため、災害時における動物救護活動の協力に関する協定を公益社団法人奈良県獣医師会と締結いたしました。また、日ごろから、突然の災害に備えてもらうため、県民への啓発指導といたしまして、「はじめようペットの防災対策」というパンフレットを作成し、講習会等で配布しているほか、今年の2月24日には、イオンモール橿原で実施した「わんニャンイベント」においても、災害対策に関するブースを設け、ペットの災害対策について啓発を行ったところです。このほか、県の防災総合訓練にも県獣医師会や県登録の動物愛護団体等に平成28年度から参加いただいております。訓練の中でペットと一緒に避難する練習等を行っているところです。

今後、これらの取り組みにより明らかになった問題、課題等を検証し、来年度は国のガイドラインを参考にいたしまして、県版のガイドラインを作成し、引き続きペットの災害対策に係る啓発に取り組んでまいります。以上です。

○安井委員 今述べられましたように、災害時のペットの生活を確保するためには、やはりペットにも食と住といえますか、食べること、あるいは管理する場所、そういったものが求められていることから、そういうガイドラインの制定に結びついたのではないかと思います。やはり平素から、ペットに対する訓練、しつけ、こういったものが非常に大切ですし、そのことが、むしろこのガイドラインによって再認識されるのではないかと思いますけれど、県民の方々に、ふだん災害が起らなかった奈良県において、これからそういう対策を講じておくようにということを徹底していくとか、知らしめていくとか、そのガイドラインをつくった上において、県民の方々にどういう形で周知徹底を図っていこうとされているのか、その辺の周知方について改めてお答えいただきたいと思っております。

○姫野消費・生活安全課長 安井委員お述べのとおり、県民へ周知していくことが大変重

要なことであると考えているところです。県といたしましては、ペットについても平時から災害に対して備えることについて、県民に広報するため、もちろん県のホームページや各種イベント、集客施設で動物関係のイベントをする場合において、いろいろな災害時の機材を持ち込んで、県民に周知する方法、また、先ほど申し上げました県の災害防災訓練、こういったところに愛護団体や地域の方にも参画いただき、実際に避難の模擬訓練を行うといった取り組みを地道に重ねていながら、災害の防止に、事前の防止に備えてまいりたいと考えているところです。以上です。

○安井委員 県民の方々も非常に災害の少ない奈良県にとって、そのことが頭にあるやなしやで、なかなかふだんからペットの災害時の対策などはあまり重点的には頭に置かれていないかと思うのですけれども、ぜひとも、ガイドラインを制定されましたら、その点を重々徹底方をお願いして終わりたいと思います。

○藤野委員 通告しておりませんが、安井委員の関連でお聞きしますが、部活動の件です。今回のスポーツ推進計画の中で、部活動について、地域運動の充実ということで、県の考え方のコメントとしては、部活動指導員を配置することと、大会等への引率も可能としたという一言があるのですけれども、学校内で技術的支援、あるいは練習計画を立てながらというその責任をその指導員に任すのはいいのですけれども、引率までというのは、学校外に出る話なので、いろいろと責任問題等々出てくると、これがイメージとして理解しにくいのですが、その辺、お聞きしたいと思います。

○吉田保健体育課長 先ほども申し上げましたけれども、省令の改正がございまして、その中で、部活動指導員が学校職員として配置されることになりましたので、単独での引率も可能となったということです。これを受けまして、中学校体育連盟においては恐らく来年度から単独での引率を認めていく方向、高等学校体育連盟も同じ方向で調整していると聞いております。

○藤野委員 昨今、部活動をする生徒数が少ないので、部活動の廃止や、近隣の中学校が集まって、合同で例えば野球部をつくる、サッカー部をつくる、そういうところもありますし、また、少ないのですけれども、総合スポーツクラブという地域型の活動の取り組みもございまして。そういうところにも外部指導員というか、部活動指導員などを配置されて、その取り組みを行うという認識でよろしいのですか。

○吉田保健体育課長 基本的には、部活動指導員は学校の設置者が任命することになっておりますので、総合型スポーツクラブに配置するのは難しいのではないかと思います。

○藤野委員 学校同士の合同はどうか。

○吉田保健体育課長 学校同士の合同につきましては、当該学校の校長同士が連携を持った上で配置することは可能だと考えております。

○藤野委員 部活動については、長時間勤務の件もありますけれども、子どもたちの育成という観点にもつながってくるということもありますので、そこは、さまざまな外部人材も活用した取り組み、大いに精力的にやっていただきたいということをお願いします。

さて、代表質問でも行いました、教員の働き方改革についてですけれども、数点追加で質問したいと思います。

本会議で申し上げましたように、県では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則がありますが、県職員と教員の働き方には大きな違いがあるということは誰もが認めるということを本会議で申し上げました。まさしくそうであろうと思っております。したがって、県費の教職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則、ここはぜひとも設置をいただきたいという強い要望もいたしました。

それに関連して、今、教員の勤務時間の管理方法で、これは各学校で対応をされていると思うのですが、教育委員会で、統一した管理方法としてされておられるのか、単独の学校にお任せされているのか、どちらなのでしょう。

○香河教職員課長 小・中学校に関しましては、服務監督が市町村の教育委員会になりますので、それぞれの市町村で組み立てているかと思えます。県立学校につきましては、現状は、各学校、校長先生のほうで管理いただいているということで、今のところ、統一的に管理されているという部分はございません。

○藤野委員 例えば、普通の民間企業みたいにタイムカードでやられるのですか。それかパソコンで管理をされておられるのか、何か記録的なものを作成されておられるのか、いろいろとパターンはあるでしょうけれども、大体どのような方向でやられておられるのでしょうか。

○香河教職員課長 現在、県立学校にタイムカードは設置できておりませんので、聞いた限りでは、例えば教員が退勤時間を記録して、管理職に報告をしているという形での管理になっているのかと思っております。

○藤野委員 やはり教員の方々にも、何時に学校に出勤して、何時にお帰りになられたというその記録管理は、労働基準法でも義務づけられている話なので、そこは徹底していただきたいと思えます。それと、いわゆる周知です。周知を徹底することも大事だと思っております。

おります。引き続きの取り組みをよろしく申し上げます。

続いて、長時間勤務ですけれども、やはり教員の意識改革も必要だと思います。今、この長時間勤務は国会でも取り上げているぐらい大きな課題となっておりますので、そういった意味の改革、意識改革とともに、保護者に対する啓発も必要ではないかなど。保護者としては、自分の子どものことですから、時間関係なしに電話する、学校へ行くというのは、気持ちは十分よくわかるのですけれども、やはりそこも気をつけていかなければならないのかなと思うので、そういう啓発まで、厳密にはいかないのかもわかりませんが、保護者に対して何らかのPRや啓発というのは、現在されておられるのでしょうか。

○香河教職員課長 保護者向けのPRは、基本的には各学校でお願いする形にはなるのですが、例えば小・中学校などに関していいますと、県で少しチラシのモデル的なものを見本として作成をいたしまして、例えばこういう形で周知をされたらどうですかとお示しをさせてもらったということがございます。

○藤野委員 ぜひとも、そういうことも含めて対応をお願いしたいと。何らか、県教育委員会で各市町村教員に指導などをするような話があるならば、あるいは校長会でもそういうことが言えるようなことがあるならば、また続いてもお願ひしたいなと思います。いつとき、モンスターペアレントという言葉もございました。いろいろな保護者の方々もおられますので、そういう対応もぜひともお願いしたいと思います。教員の働き方改革については以上です。

続いて、学習指導要領の改訂、いわゆる新学習指導要領について数点お聞きしたいと思います。

この新学習指導要領ですけれども、小学校については平成32年度に全面実施、中学校は平成33年、高校は平成34年で年次進行ということですが、特に小学校につきましては、きょうはもう余り深くはお聞きしないのですけれども、いわゆる大きな変更点といいますと、外国語、英語を小学5年生、6年生から教科化する、道徳を教科化する、プログラミング教育を導入する、この3つが大きな要点かと思うのですけれども、今後どのようにその取り組みを進めようとしているのかお聞きします。

○深田学校教育課長 藤野委員お述べのように、平成32年度から小学校の学習指導要領が改訂されます。全面実施されます。その中で、英語の外国語の取り組みについて、奈良県で行っている取り組みにつきましてご説明させていただきます。

平成26年度からですけれども、英語学習の早期化及び内容の高度化に対応するために、

3つの中学校区におきまして、子どもたちが生き生きと英語になれ親しむ授業づくりであったり、また、音声、動画を活用してわかりやすく英語が学べる教材などの研究開発に取り組んでおります。その取り組みの成果を研究発表会を通して、県内の小学校教員に通知しています。

また、奈良教育大学と連携いたしまして、英語指導パワーアップ講座を実施しております。そこでは、各郡市の英語教育の中核となる推進リーダーを養成しております。これまでに延べ122名を育成いたしました。その推進リーダーの模範授業による授業研究を各地域で実施していただいております。また、来年度からですけれども、教員免許状更新講習といたしまして、小学校の英語教育の講座を教育研究所で実施することを計画しており、平成30年、平成31年のこの2年間で約700名の小学校教員に対し、英語の指導方法のスキルを身につけていただく予定をしています。

英語につきましては、以上です。

○藤野委員 先ほど申し上げました道徳、プログラミング教育ということで、小学校の教科制ならまだしも、今の担任制のもとで、大変これは負担にもなってくるのかとは思いますが、ですけれども、これは、先生方もその辺の努力もしていただかねばなりません。逆に、それが負担というか、研修も含めて、いろいろ時間をとられていくと、また、勤務時間がどんどん延びていくなど、いろいろと現場の先生方も不安があつて、また課題が浮き彫りになった時点でさまざまな対応をお願いしたいと思います。また、それらについて要望もその都度させていただきたいと思います。いずれにしても、県教育委員会、市町村教育委員会が学校現場に寄り添った形でどうか進めていただきたいということを要望させていただきます。

最後に、県立高等学校適正化推進方針です。さまざまに読ませていただきました。普通科、私もいわゆる15の春で進路を選択させるのは大変厳しいものがあると、しかしながら、そうでもない子どもさんもおられるし、それぞれあるかと思えます。普通科があまりにも縮小されるという面がどんどん出てきているような感じがするのですが、実際に普通科が占める割合は、全国的に見てどうなのか、教えていただきたいのです。

○前田教育振興大綱推進課長 普通科の占める割合ですけれども、奈良県は、普通科が70.2%となっております。全国平均が66.0%ですので、奈良県は全国の中では7番目に普通科の割合が高いということでございます。

○藤野委員 奈良県は、普通科が全国平均より多い、全国で7番目に多いということをお

聞きました。決して少なくないというのは事実であろうと思います。

そこで、特色ある学校づくりや、グローバル人材の育成、産業の担い手育成ということをやっておられるのですが、私は、先ほどの宮本委員とは違って、やはりこの奈良県の未来を支える子どもたち、さまざまな人材が育っていただきたいと思っております。当然、幅広い学びをしていただいて、上部の学校へ進学いただいて、奈良県に戻ってきて、奈良県の発展に寄与していただく、あるいは奈良県を支える産業等々を含めて担っていただける、そんな方々も育っていただきたい。さまざまな人材がこの奈良県の県立高校を卒業して、育っていただきたいと願っております。

そういう意味でいくと、何が言いたいかといいますと、吉田教育長が、不易と流行という言葉の本会議でもお使いになられて、先ほどもちらっと出たのですけれど、この不易と流行であってほしいという思いをいたします。また、今、これを見る限り、私は、まさしくこの不易と流行が、いわゆる変わってはいけないものは変わってはいけないもので守っていただいているし、時代によってはやはり変わらなければならないものということで、この方針にはうたっているのではないかと考えています。この6月に向けて、実質的な計画が出されると思うのですけれども、また精力的に取り組んでいただきたいと思う中で、1点だけ要望いたしますけれども、最後に、特色化の推進のための教育環境の充実とあるのですけれども、これは、もう以前から申し上げている工業系の設備、機器ですが、もう20年、30年前に使われているような、老朽化している機器がまだあるとお聞きしていますので、その改善をお願い申し上げて、質問を終わります。

○中村委員長 しっかり審議していただいているのですけれども、理事者の皆さん、お疲れですけれども、このままいってよろしいですか。

そうしたら、あと一人の質問でございますので、このまま審議を続行したいと思います。お疲れのないようにご回答をお願いします。

○中川副委員長 皆様お疲れさまでございます。恐縮でございます。

まず最初に、葛城市にあります奈良県社会教育センター研修施設、宿泊棟につきまして質問したいと思います。

この社会教育センターにこだわりがあるわけではないのですけれども、なぜ普通財産なのに、教育委員会が事務を取り扱っているのかと、そういった観点から前回の委員会でもやっておりました。こちらは恐らく、管財課から教育委員会に補助執行しているのではないかと考えまして、行政文書の開示請求をかけました。そうしましたら、行政文書の開示

決定通知書をいただきました。文書の名称は、平成20年に普通財産となった奈良県社会教育センター研修施設、宿泊棟に関する事務について、地方自治法第180条の2、これは委任と補助執行の規定ですが、これに基づいて教育委員会に委任、または補助執行させた際の議案書及び添付資料の全てということで開示請求をかけましたところ、当該文書の作成、または取得していないために不開示となっております。この議案書を受けた教育委員会の決議もあったのではないかと考えて、開示請求をかけたのですが、そもそもそういった議案書が存在しないために、こちらも文書不存在ということで不開示決定を受けております。ほかにもこういった事務上おかしなものがあるのではないかと考えて、そういった観点から調べていた次第です。

こちらは現在、普通財産をどのような事務のあり方で、契約の事務などを取り扱っているのか、現在どうしているのかについてお答えいただけませんか。

○福井人権・地域教育課長 私どもの所管で葛城市にございます社会教育センターの関係で、普通財産の執行を教育委員会でやっていることについてでございます。

中川副委員長お述べのように、知事部局から教育委員会に対しまして、補助執行の文書といったものは現実に出ておりません。そういう意味での文書がないというお返しでございました。ただ、教育委員会がこの社会教育センターを現在も当然管理しておりますけれども、その中で、10年前に、直営から指定管理に移行する際に、2つの棟がありまして、研修棟と宿泊棟でございます。その2つの性格を見ていく中で、宿泊棟につきましては、例えば研修者の賄いをするような飲食や宿泊、また、物品を販売するという面もございましたので、あえて指定管理からは外して、その上で、指定管理者に対してお貸しする、そして、研修棟につきましては指定管理を行うという形の一体利用ということで事務執行をさせていただこうということを考えまして、そういう意味でこの提案につきまして、その当時、教育委員会のほうから普通財産に切りかえる、そして指定管理者にお貸しするという意味での書類を作成し、知事部局に仰ぎ、また協議した上で現在に至っております。そういった点から、こういう合意形成の中で知事部局から教育委員会に対しまして、このような事務執行の方法について引き続き行うことが、いわゆる合意形成されたものということで、補助執行の指示を受けたと我々は理解しているところでございます。以上です。

○中川副委員長 今の福井人権・地域教育課長は悪くないとフォローしておきたいと思っております。10年前の担当者の方も含めて、抜けていた面があったのかと考えているのですが、こちらは、普通財産に切りかえたという点で、地方自治法第238条の2の第3

項だったと思うのですけれども、直ちに知事部局に引き継がなければならないといったところで、本来であれば、直ちに管財課に行っているべきものだったのではないかと感じております。さらに調べていく中で、奈良県事務決裁規程も読んでいたのですけれども、こちら、第18条、起案というところに関連しまして、本来であれば、第7号様式がありまして、題名や伺いなどを書いて、文書で議案書を上げて、よろしゅうございますかということで補助執行をするという手続が、反対に知事部局から教育委員会部局になされることによって、今のような事務が初めてできるのではないのかと考えているのですけれども、知事部局に直ちに移していなかったのか、その点だけお願いしていいですか。管財課から何も来ていないというのは確認できましたので。

○福井人権・地域教育課長 この社会教育センターにつきましては、中南和地域の社会教育の拠点ということで建設し、また運営していたところです。その機能を維持するために、研修棟と宿泊棟につきましては、一体利用することが前提と考えておりました関係上、普通財産に切りかえるということにつきましても、あくまでも指定管理の事業者に対してお貸しして、一方で、研修棟は指定管理を行うという、そういうスキームでやっている関係上、普通財産に移ったから、即、知事部局に返還するのではなく、一体利用という前提で協議してきたところでございます。以上です。

○中川副委員長 なるほど、一体利用ということですね。こちらは、補足しておきますと、社会教育センターのこの研修施設の研修棟につきましては、引き続き教育財産のままなのですけれども、宿泊棟については普通財産になっていたというところで、恐らく研修棟が教育財産であるために、そういった一体的にというところで一緒に管理をし続けていたのかなと類推をしますけれども、先ほど地方教育行政の組織及び運営に関する法律をたまたま読んでいたのですけれども、第24条にこう書いてあるのです。事務処理の法令遵守とありまして、教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前3条の事務を管理し、この前3条は職務権限です。前3条の事務を管理し及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規定に基づかなければならないとあるので、この事務決裁規程なども守らないといけないのかなと感じていたのですけれども、これは、事前通告していないのですが、吉田教育長、どのように認識しているのでしょうか。これは、正しくないのではないかと僕は思っているのですけれども、よろしく願います。

○吉田教育長 この話を聞いて、いろいろ勉強もしているのですけれども、もともと社会

教育センター自体は設置条例の中で教育委員会が所管しているのかなど。全体で教育委員会が所管していたものを部分的に宿泊棟が切り離されて、設置条例上どうなっているのかも含めて、また勉強しますけれど。設置条例も含めて全て切り離されていけば、切り離すべきかなと思ってしまいますし、設置条例に宿泊棟が入っておれば、やはり一体運営をする必要性もあるのではないかというようなことを思っておりますけれども、今、思っていたところで、急に中川副委員長がお尋ねになりましたので、これぐらいしか答えられません。

○中川副委員長 ありがとうございます。

条例でそのようになっているというのであれば、そういう考え方もできなくはないのだけれども、ただ、普通財産の管理は管財課ですから、そちらから改めて決裁なり、起案書が上がってきていたほうがその法令にのっている形で望ましい形であるのは言うまでもないと考えております。こちらは、一緒に調査していきたいと思っております。

そうしましたら、普通財産の問題に関連しまして、役目を終えたほかの教育財産についてどのように扱っているのかという点で、吉田教育長に以前、お話をしました。廃校になった県立学校の跡地などは、例えばどのように現在なっているのかというところで、また調べてもらえませんかとお話をして、いいですよとお答えいただきました。こちら、担当課で一部やっていたので、現在どうなっているのか説明いただけませんかでしょうか。

○中西学校支援課長 廃校になりました学校の跡地でございます。学校の校舎として使わなくなりましたものが7つございます。旧御所東高等学校、旧奈良工業高等学校、旧高田東高等学校、旧志貴高等学校、旧片桐高等学校、旧耳成高等学校、旧室生高等学校でございます。このうち、旧御所東高等学校、旧奈良工業高等学校、旧高田東高等学校、旧志貴高等学校の4校につきましては、教育財産としての行政財産で管理をしています。それから旧片桐高等学校、旧耳成高等学校、旧室生高等学校の3校につきましては、県の総合庁舎等として、行政財産として管理をしています。

このうち、教育委員会で管理しておりますのは、今申し上げた教育財産としての4校の跡地でございます。それぞれにつきまして、いろいろ処分の関係で境界の確定をしなくてはならないなど敷地上の問題もございます。そういった作業、それから、例えば旧奈良工業高等学校につきましては、調査の結果、有害物質があることがわかりましたので、その汚染物質の除去をするための作業をしないといけないということもございますし、それか

ら、一部、旧志貴高等学校につきましては一部普通財産になっています。これは、運動場の一部を知事部局に移管いたしまして、奈良県サッカー協会に貸与して、サッカー専用グラウンドとして活用されているという状況で、これは普通財産として知事部局で管理をいただいている状況でございます。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。

そのうち、一部の学校におきましては、グラウンドを開放していると、そういった事業もやっていると聞いております。こちらは現在、教育財産のままというところで、基本的にスポーツに限って認めているという認識で正しいのかどうかを聞きたいと思っております。というのは、先日、太田議員からの質問も本会議場でありましたけれども、旧高田東高等学校もそうなのですけれども、そのほかのことにも使えないのかといった観点でお声もいただいているので、基本は、スポーツに限るのかどうか、確認をしておきたいと思えます。

○中西学校支援課長 ただいま例として出させていただきました旧志貴高等学校については、サッカーのグラウンドでございましたけれども、一方では、今検討中ではございますが、旧御所東高等学校につきましては、知事部局で産業集積地事業用地としての活用ということも考えておられます。

これが、実際に財産としてどうかという問題がございますけれども、将来的には処分という形になろうかと思えます。決して、スポーツに関するものに限ってというものではない。これも教育委員会の所管ではございませんので、こちらで判断するのは難しかったものですが、そういった制限はないと考えています。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。

僕の質問の仕方も悪かったのですが、現在、グラウンドとしての土地があって、そこをどのように使えるのかという観点の質問だったのです。将来はいろいろな可能性あると思うのですが、今、グラウンドがありますよね。それをスポーツに限って、現状、基本的に認めているのか、ほかのことには使えないのかといった観点での質問です。お願いします。

○中西学校支援課長 基本的に行政財産の使用許可の問題かと思えます。ですので、行政財産の使用に支障のない限りにおいてということになってまいりますので、その辺は個別具体的に判断していかなければならないと考えています。

○中川副委員長 スポーツ以外にも使えるのかどうか、そこがわからなかったのですけれど

ど、例えば、さっき考えていたのですけれども、現在、スポーツの行政につきましては、平成24年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、知事部局でも所管できるようになったということで、スポーツ振興課を、知事部局に置いているいうところで、もし、教育財産から一般的な行政財産に変えることによって、スポーツも含めたほかのことにも使用の許可の幅が広がるのでは、そういう検討もできるのではないかと思ったのです。というのは、まちづくりなどの観点から、例えば地元のお祭りの場に貸してもらえないかなど、決してそのグラウンドを大きく傷つけるものではないのだけれども、そういったイベントに使えないかといったお声もいただいているのです。教育財産であるか、あるいは教育財産に限らず、一般的な行政財産とするかどうかによって、使用許可の範囲を大きく広げることができるのであれば、そういった可能性も考えていったほうがいいのではないかと思っていたのですけれども、いかがでしょうか。

○中西学校支援課長 繰り返しの答弁になるかもわかりませんが、教育財産のいわゆる目的外使用の件でございます。

奈良県教育財産管理規則の第5条におきまして、公益を害するおそれがあるとき、構造物、またはその附属を損傷するおそれがあるとき、それから、教育上または管理上支障があると認められるときについては、行政財産の許可を認めないとなっています。この範囲の中で、個々具体的に検討するべきかと考えています。以上です。

○中川副委員長 そうしましたら、その規定に合致しないのであれば、問題がないのであれば、スポーツ以外のことについても借りることができると、そういった可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

○中西学校支援課長 スポーツ以外の公益性があるかどうか。それから、管理上の支障が出ないかどうかを総合的に判断するものだと考えています。

○中川副委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、別の質問に行きたいと思います。

スポーツ推進計画ですけれども、前回の委員会の中で、いろいろ指摘をさせていただいたのですけれども、施設に関しましては、大規模な施設を使用しないスポーツもあるのではないかと、必ずしも、この計画で書いていたスポーツ施設を使わないスポーツもあるのではないかと、というところで、軽微なお手洗いの環境、そういったものも含めてどのように考えているのかといった旨の質問をさせていただいたのですけれども、それを受けまして、21ページの、この計画におけるスポーツ施設、スポーツ環境とはというところでわかり

やすく明記をしていただいたのは非常にいいことだったと考えております。ありがとうございます。お礼が1点です。

さっき見ていて、たまたま見つけたのですけれども、22ページで、オープンスペースの活用等、町なかでのスポーツ環境の整備の備という字が抜けています。ほかにもこういう点があるかもしれないので、いま一度ご確認の上、公にさせていただくことをお約束していただけますでしょうか。

○三原スポーツ振興課長 大変申しわけございません。チェックしたつもりなのですが、漏れておりました。公表前には、十分精査を、再精査、再々精査させていただきまして、公表に向けたいと思います。申しわけございませんでした。

○中川副委員長 ありがとうございます。

次に行きます。県立高校のエアコン環境の整備につきましては、これまでも川田議員はじめ日本維新の会から審議も多々やっていたのですけれども、請願も受ける形で今回、新年度予算に入るといった形になったことをお礼申し上げます。

教員の学校で用いる公務用のパソコンにつきましても、先日、委員会で指摘をさせていただきまして、整備状況が全国最下位レベルであるではないかと、今後計画をつくって、順々に整備していく必要があるのではないかとといったところで、ご答弁の中で計画も作りながらやっていきたいと答えていただいていたのですけれども、早速、来年度予算の中に億単位で入っているというところで、これも、単純に数で見るとですけれども、教員1人当たり1台という形に、2,650台ぐらい、そこに達するまでの2,000台以上整備して下さるといったところで、大変感謝しております。こちら現場から、もっとパソコンがあったほうがいいと、今は大変つらいといった先生方の声もありましたので、お礼申し上げます。

次は、文化財です。これは、名草文化財保存課長に質問させていただくのですけれども、現在、文化財をめぐるのは、保存と活用といった車の両輪のような2つの概念があるのですけれども、保存については、教育委員会事務局の文化財保存課に、活用に関連しては知事部局の文化資源活用課にあるというところで、本来であれば、一元的な管理が望ましいのではないかと、文化財については考えているのですけれども、その文化財をめぐる概念の片一方が教育委員会事務局にあって、片一方が、重点的に施策を行うのが文化資源活用課という形で知事部局にあると、組織上分かれていて、物理的にも離れているといったところで、その組織のあり方について、どのように現場の方は、評価しているのかと思いま

して質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○名草文化財保存課長 現行制度においては、文化財保護行政の所管は教育委員会とされております。本県では、文化財保存課がその役割を担っております。また一方、文化財の活用に関しましては、本県を含め、どの自治体においても、地域振興や観光、まちづくりといったさまざまな分野で、また多様な用途、形態で行われております。特に、数多くの文化財が所在する当県においては、平成27年度から地域振興部に文化資源活用課が設置されました。中川副委員長お述べのように、記紀・万葉プロジェクトの推進や資料編さん、歴史展示などをはじめとした歴史文化資源の積極的な活用を行っております。

当文化財保存課としては、これまでも必要に応じ、その都度、各部局と調整や連携を通じて、文化財の保護、調査、価値づけ、保存、修理などが文化財の保護行政ですが、そのようなことについて適切に行ってきたと認識しております。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。

続きまして、榎原考古学研究所につきまして、私もよく見に行ったり、先日も博物館の展示を見に行ったりしているのですけれども、こちらは、行っていることが文化財保護の範疇ではないと。保護以外のことばかりやっている研究所だったら、そのままずっと文化資源活用課に移管できるのですけれども、そうではないだろうと、多分に保存的な事務もやっていたらいいまして、中の倉庫を見させてもらったのですけれども、整然と保管されていると、そのための修復作業なんかもやっているところでして、現在、文化資源活用課に事務を移すというところで、どういった形で移しているのか、その制度的な枠組みにつきまして質問しておきたいと思います。

○名草文化財保存課長 所管外になりますが、榎原考古学研究所及び附属博物館につきましては、地方自治法第180条の7における補助執行という形で対応をしております。以上です。

○中川副委員長 地方自治法第180条の7ですよね、はい。

今、博物館とおっしゃったのですが、考古学研究所本体もそのように補助執行の枠組みでやっているということですのでよろしいでしょうか。

○名草文化財保存課長 ご指摘のとおりです。

○中川副委員長 ありがとうございます。

現在も、補助執行の活用によって、一元的に知事部局で、最終的な権限は教育委員会事務局にあるわけですが、組織としては一体として文化財の保存と活用をやっていく

ことができるという制度的な枠組みがあるわけです。実際、京都市では、早くも昭和30年代から、文化財の保護についても補助執行の枠組みを使って、教育委員会事務局から市長部局に、補助執行をする形で事務を移しているわけです。そういった形で一元的にやっていると。現場の方ともお話をしていたら、長の部局であっても、教育委員会の部局であっても、どちらでもいいのだけれども、組織として一元化されているほうが進めやすいと、望ましいと、そういった声もいただいていますので、荒井知事は、先日、会見などで、国の文化財保護法の改正を待ってから、例えば来年の春以降になるのでしょうかけれども、改めて教育委員会事務局から知事部局に、文化財保存課の部署を移すということも検討されていると聞いております。こちらは、そもそも今の枠組みの中で、制度的な枠組みの中でできることをやったほうがよかったのではないのかと私は思っておりました。補助執行の制度も使いながら、文化財保存課も文化資源活用課と一体的にやっていったほうがよかったのではないかと考えております。

国の議論も見ていたのですけれども、中央教育審議会の中で、地方文化財行政に関する特別部会がございまして、荒井知事も委員として入っております。どういった発言をしているか、少しご紹介したいと思うのですけれども、「文化財保護は県の所掌になっておりませんので、一応、教育委員会における意見聴取という形にしておりますが、実質私が主催をして議論をしていただきまして」と、これは、これからの文化財保護体系検討会議について言及しているわけです。

関連しまして、「文化振興大綱を先日策定しました。こちらは、文化芸術基本法に定める施策としてつくらないといけないというところで、奈良県としてもつくったのですけれども、それにつきまして、しかし、文化財保存が文化振興大綱に入っていないのですね」と、「県の知事の策定ですので、所掌外のことですので、当然わざと入れなかったということでございます」と、「わざと入れなかったということですね。残念ではありますが、入れなかったということでございます」と、繰り返しているわけです。無念な思いを強調しているのかなと思いつつ読んでおりました。今回の文化財保護法の改正につきまして、改めて要望をしている発言もございまして、具体的に言うと、「文化財保存課は知事部局にも置けるようにしていただきたいということでございます」と。ちょっと飛びまして、「文化振興大綱をつくりましたが、文化の活用については存分に書きましたが、文化財保存については書けなかったという思いもございまして、両方書けるようにしていただきたいということでございます」と、こう書いているわけですが、現状、知事部局と教育

委員会事務局が相互に協議をしながら決めていけば、文化財保存についても、本来であれば、一緒につくることはできたのではないかと考えております。

今回の文化振興大綱ですけれども、文化芸術基本法の枠組みの中で、1対1に対応する形で、そこに書いてある内容について奈良県ではこうですという定めなのですけれども、別にそこからはみ出す形で基本的な大綱をつくっても、それは問題なかったと考えております。実際、ほかの自治体などを見てみますと、幅広に大きな範囲で計画をつくって、この該当する部分については、この法律の言っている大綱にかえるものとする、総合教育会議で決議をとるといった自治体もありましたので、現在、法律の枠組みができていて、できるようなことをやらない、法律のせいになっていると、それが知事の趣旨なのですけれども、何かおかしいかと、今でも補助執行をしながら、あるいは兼務辞令を発令するなど、そういった形で一体的に運用、事務執行することはできますので、そういったことは知事の頭にはなかったのかなということ、私から指摘をしておいて、これは質問ではなく、意見の開陳でございます。

次に、事前に通告していないのですけれども、学校の事務の一部のウェブ化について、どのような検討段階であるのかをお聞きしたいと思います。

先日、南都銀行ほか金融機関が、ウェブ学校諸費用口座振替サービスといった金銭管理がしやすい、これまで紙でやっていたものがウェブ上でできるようになると、そういった大変便利なサービスを紹介していただきましたので、教育委員会にも資料共有させていただきました。こちらは、既に一部の学校で、県の所管する学校で検討もしているということで聞いておりますけれども、具体的にはどのような状況か、話せる範囲でお願いします。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 県立学校の学校諸費用の口座振替のウェブ化の件でございます。

県立学校の学校諸費用につきましては、現在、学校の事務職員が全生徒から口座振替依頼書をいただきまして、紙ベースで銀行で手続を行っております。ウェブ化による口座振替サービスとは、学校と銀行間の情報のやりとりを、いわゆるインターネットバンキングを利用して、データを電送で行うサービスでございます。ウェブ化によるメリットは、学校のパソコンから収納依頼ができるため、職員が銀行に行く必要がないと、そういう意味では時間と手間が省けるということです。また、データでのやりとりとなりますので、紙ベースでの事務作業の負担と入力ミスが防止できるということや、収納管理につきましてもパソコン上で合理的に行うことができると聞いております。

ウェブ化を進めるに当たっては、現在、一部の学校で先行的に試行しようかと検討を進めていると聞いております。県の事務室のパソコンに設定されているセキュリティーシステム経由で接続ができるかどうか、あるいはパソコンのスペック等もいろいろあると聞いておりますので、そういう意味で問題がなければ、県立学校でのウェブ化の拡大を検討していきたいと考えております。以上です。

○中川副委員長 検討いただいているということで、ありがとうございます。

確かに見ておりましたら動作環境なんかもありますので、確認が必要かなと思いました。引き続き進めてもらえたらと思っております。

お疲れのところ、非常に恐縮ですけれど、あと数点ございます。

部活動をめぐる教員の負担軽減につきまして、ほかの委員からも質問があったのですが、私も現場からの声を聞いておりますと、スポーツは詳しくないのに、外部の指導者が引率で行くのに、何をやるわけでもないのだけれども自分も一緒に行かないといけなと。お金の無駄だし、私も教育の研究をしたいのだけれども時間の無駄だなど、そういった声もいただいていたので、今回、こういった部活動指導員ができるというのは、非常に有意義なことだと評価をしております。

早速、平成30年度から予算も入っているのですが、国の資料なども見ておきますと、やはり小・中学校を念頭に置いたものであるということがわかります。高校の場合はどうであるのかと、県立高校で、現在、どのように考えを進めているか、検討されているのか、答えられる範囲でお願いします。

○吉田保健体育課長 県立高等学校への部活動指導員の導入についてですけれども、国の中央教育審議会において、教員の多忙化の大きな要因の一つとして上がっていたのが中学校の部活動でございまして、高等学校の教員についての全国的な調査は実施されておられませんので、実態もわかっていないということです。平成30年度、国のスポーツ省の予算も、あくまでも中学校の運動部活動についての補助でございます。

また、県教育委員会といたしまして、公立の中・高等学校の運動部活動の状況については、昨年度各学校と市町村教育委員会を対象として調査を実施いたしました。内容としては、学校設置者としての休養日の設定があるのか、最終下校時刻の設定、定期考査中の部活動の実施状況はどうか、顧問会議、部活動部員集会などを開催しているか等々の状況についての調査を実施して、実態把握に努めておりますけれども、指導に当たる教員の多忙状況についての実態把握はできていないというのが現状でございます。

ただ、私も県立高校の教員として長らく携わっており、そして、運動部に携わってきましてけれども、県立高等学校において、今、教員の多忙化等が、特に部活動、ブラック部活動とかも言われてきておりますけれども、私が経験した学校ではうまく組織的に機能しており、当然、部活動の指導に教員が情熱を燃やして、生徒との信頼関係を築くということで充実感を持ってやられていた先生も多く、直接、私自身は、もう指導がかなわないという声は個人的には聞いたことはございません。

なお、今、県としては、県立高等学校の運動部活動指導に当たりまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、専門的指導者がいない学校に対しては、地域スポーツ人材活用支援事業の中で、希望のあった学校、本年度で申しますと、県立高等学校11校、14部から希望があったのですけれども、それら全てに外部指導者を派遣しているところです。今後は、関係課と連携しながら、県立高等学校の部活動指導に係る教員の実態把握に努めるとともに、部活動指導員の配置の必要性についても検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。

次の質問に行きます。高校の適正化についてですけれども、県立高等学校適正化推進方針につきまして、数点質問したいと思っております。先日、2月15日に特色選抜の出願状況が新聞報道などで早速出ておりまして、見ておりますと、磯城野高等学校のフードデザイン、シェフコースが2.6倍、さらにフードデザイン、パティシエコースが2.15倍と非常に人気で、こういったところで子どもの夢をかなえるとか、そういった観点におきましては、一定の再編した効果があったのではないかと評価をしているところです。定員割れのNAFICとはまた違った魅力があるのだなと考えております。今回は、子どもたちにとって何がいいのかといった観点を大事にしながら進めていってほしいと考えております。

大味な質問をしても、具体的なことは現状答えられないかもしれませんので、この文言を見ていく中で数点確認をしていきたいと思っております。

これ全部読ませていただいたのですけれども、その中で、検討する、充実を図るといった文言ではなく、もうまさに言い切っているところが何か所かあるのです。その中で気になるところにつきまして、本当にやるのかどうかを確認しておきたいと考えています。

例えば3ページで、全ての高等学校でコミュニティ・スクールを導入すると書いているのですけれども、コミュニティ・スクールにつきましては、国の資料、中央教育審議会の

答申も見ておりますと、やはり小・中学校が念頭に置かれたものであるという認識でおります。奈良県においては、小・中学校以外ではまだそんなに導入されていないくて、全国的にもそうなのですけれども、平成27年4月1日現在の資料を見ておりますと、全国で見たところ、幼稚園95、小学校1,564、中学校707、高等学校13で、特別支援学校10と。奈良県においてはどうか、幼稚園ゼロ、小学校8、中学校4、高等学校ゼロ、特別支援学校ゼロといったところで、やはり小・中学校がメインとした、念頭に置かれたものではないかと読んでいても感じたのですけれども、高等学校においても、全てにおいて導入すると書いてしまっているのかなど、全般的にこの県立高等学校適正化推進方針を読んでいたのですけれども、弾力的な運用の余地をみずからなくしてしまうようなところが、文言も何カ所かありまして、ただ、これは覚悟のあらわれでもあるのかと、そのように受け取っていたのですけれども、このコミュニティ・スクールについてはどうでしょうか。

○吉田教育長 現在、小・中学校でコミュニティ・スクールは努力義務化されております。いずれ法律、法令で義務化されるようになっていくと、国の動きを聞いております。県立学校では、学校評議員制度を全て導入しております。これは学校長の諮問機関でございまして、校長が諮問して、評議員から意見を聞くという、この制度自体が、ある意味では形骸化しつつある中で、過日の県立学校の校長会で、平成34年度までに県立学校をコミュニティ・スクール化するというところで、それぞれの学校で地域とともにどのような活動ができるのかも含めて検討してくれということを申し上げましたので、平成34年度までに達成していきたいと思っております。

○中川副委員長 わかりました。

そういった経緯もあるということで、具体的にどういった形でやっていくのかにつきましては、また聞いていきたいと思っております。

次の箇所ですけれども、5ページで、国際バカロレアの認定を目指す高等学校や県内大学と連携し、地域の諸課題に関する学習を行う高等学校を設置すると。後者につきまして、既にやっているところもあったりなど、何とでもできるところはあるのですけれども、国際バカロレアの認定を目指すとなると、なかなか基準もありますし、大変なところもあるのかなと思ったのですけれども、これにつきましても、設置すると言っているのは、必ずつくるということでよろしいのでしょうか。

○吉田教育長 これに関しては、私の思いをいろいろな場所で伝えているのですけれども、

必ず国際バカロレアの認定校が、設置できるかどうかは非常に難しいと思います。場合によっては、中高一貫教育でないとできないかも知れません。ただ、全国でそういった学校を目指す動きは着実に出ておりますので、奈良県にとっても、そういう学校は必要な学校であろうということで、ここに書いております。目指したいと思っているのですけれども。

○中川副委員長 考え方はわかったのですが、目指したいなら目指すという書き方を。国際バカロレアの認定を目指す高等学校を設置するということですね、わかりました。

そうしましたら、あと1点確認しておきたいと思います。

6ページで、グローバル人材の育成に特化した学科を新設すると、そういったものをつくるというのは基本的な方針として必ずやるということでしょうか。

○吉田教育長 国際バカロレアの認定を目指す高等学校と、グローバル人材の育成に特化した学科を新設する学校とは、同じ学校になろうかと思っています。

○中川副委員長 ありがとうございます。

項目として別のところに書いていたので、概念で重複するところや、違うところがあるのかなと思ひまして質問させていただきました。また、細かい点、気になるところ、別途確認させていただきたいと思っています。

あと2点あるのですけれども。

就学前教育プログラムにつきまして、こちらは、先日、総務警察委員会の所属委員には、教育振興課から2月の案が説明されていたのですけれども、文教くらし委員会でも報告しなくてもいいのかという素朴な疑問がありましたので、確認をしておきたいと思います。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 就学前教育プログラムについて、総務警察委員会で報告はあったけれども、こちらで報告がなくていいのかという話ですか。

○中川副委員長 そうです。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 今初めて聞いた話なので、即答ができませんけれども、地域振興部に確認をさせていただきたいと思います。

○中川副委員長 少なくとも、最近、個々の議員には説明があったかと思うのです。2月に就学前教育プログラムの案が策定されていますので、できましたら、文教くらし委員会にも報告があったほうがよいであろうと、あるべきだろうと考えておりますので、今後の事務の参考までをお願いしたいと思っております。また、予算審査特別委員会でもこれは出るかもしれません。

最後ですけれども、くらし創造部所管の部分です。附属機関に関する条例で、今回、条例の改正自体、私は、賛成させていただいたのですけれども、それに関連して、NPO等が行政と協働して、地域課題の解決のために行う事業に対して補助する地域貢献活動助成事業について、県の各部局や市町村において協働による取り組みが浸透し、一定の成果が得られたため廃止することに伴うものと、こういう理由があるわけです。これは、NPOの行政なのですけれども、この中で、これまでの助成事業で幾らぐらい県として出してきた、一定の成果と書いているのですけれども、どのような成果があったのか、総括があるのかと思ひまして、ご説明をお願いします。

○原田青少年・社会活動推進課長 地域貢献活動助成事業の補助をどのくらい行ったか、また事業の総括はどうかというご質問です。

県では、地域貢献活動を行うNPO等地域づくり団体の活動を支援しており、その自主的活動の一層の推進を図るため、今回ご質問の地域貢献活動助成事業を平成20年から実施してきたところですが。平成29年までの10年間で延べ138団体、金額といたしましては4,468万4,000円を助成してきたところですが。補助率は2分の1で、補助の上限は、1事業当たり50万円でございます。本事業は、NPO等地域づくり団体の活動を促進するとともに、その活動主体をふやすことを目的に、まちづくり、環境保全、福祉など、幅広い分野を対象に、毎年度、単年度事業で補助団体を選定してきました。その評価につきましては、毎年、事業が終わった夏、次の年の夏ごろに開催の成果報告会で、補助団体ごとに成果を発表していただくとともに、県のホームページで広く情報発信をしています。

本事業の実施によりまして、市町村や県の各部局におけるNPOとの協働事業数が増加するなど、一定の成果が得られたところがございます。当課の調べでは、行政とNPOとの協働事業数が、平成20年度は494件であったものが、平成29年には1,282件、2.6倍まで増加いたしました。内訳を申し上げますと、県とNPO等の協働事業数が106件、平成20年は106件から平成29年は204件、1.9倍と。市町村とNPO等の協働事業数につきましては、平成20年では388件が平成29年には1,078件と2.8倍に増加してきたところですが。

このようなことから、この地域貢献活動助成事業については、一つの成果、一定の成果を得られたものと評価をいたしまして、廃止したところですが。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。

もし、今のような概要がまとまったものがあるのであれば、文教くらし委員会の委員にご提供いただけませんか。

○原田青少年・社会活動推進課長 事業報告書は毎年度まとめておりますので、また後ほど、各委員に届けさせていただきたいと思います。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。

長時間お疲れさまでございました。早口で聞き苦しいところもあったかと思いますが、ありがとうございました。

○中村委員長 ほかに質問もないようですので、これをもちまして質問を終わりたいと思います。

次に、委員長報告についてでございますが、本会議で反対討論をされる場合は委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○宮本委員 はい、反対討論します。

○中村委員長 では、平成30年度議案、第19号につきましては、委員長報告に反対意見を記載いたしませんので、よろしく申し上げます。

続きまして、委員長報告についてですが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして、長時間にわたりました文教くらし委員会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。